

大嘗祭儀通覽

249

182

249-182



\*1200800040012\*

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black





2119  
182

大嘗祭儀通覽

全

大嘗祭儀通覽



書經卷之四

大雅卷之四  
生民 行苇 采芣苢 采芣苢

Blank page with faint bleed-through text from the reverse side.



宣教權中博士伊能穎則著

大嘗祭儀通覽

全

如蘭社發行



大嘗祭儀通覽  
宣教權中博士伊能穎則著  
大正二年一月 天長節祝日

宣南大臣源千秋



大正  
2. 12. 19



大正二年十二月  
如蘭社聚珍印版

大嘗祭儀通覽序

大嘗ハ。おほにへと稱して。天皇即位し給ふ後。新穀を以て。皇祖皇宗。および天神地祇を祭祀し給ふ。一代一度の禮典なれば。諸大禮中の最も大禮なり。この故に。その準備の嚴肅なる。其儀式の尊重なる。他に比類あらずなむ。この祭儀通覽ハ。明治四年十一月。先帝。その大典を行ハせ給ふに先だち。まづ上下臣民の用意を促さむとて。宣教中博士伊能穎則翁が。延喜式を本據として。古今の沿革を攷證せられたる者なれば。大嘗の大典盛儀ハ。蓋し此書に盡せりと謂つべく。且來らむ大正三年の大禮に於る。國民一般の心得とも成りぬべく。はた後進者が座



右にも供ふべき書なるからに。今回わが如蘭社より發刊する事となしつ。こゝに其梗槩を記して。本書の序文となすになむ。

大正二年十一月

文學博士井上頼圀

大嘗祭日憶

京師作 五首

會澤

安

字伯民、稱恒藏、水戶人、

天祖創業、尤重衣食分種、而播御田、含繭而養蠶、故列聖奉承、於即位之年、迺以稻與衣薦、天神深意、所存、蓋亦可見矣。

萬世長存、天上模。

瓊瓊杵尊之降臨也、天祖救太玉命、率諸部神供奉其職、如天上儀、而大嘗之

儀、至今猶存、及此、

天孫孝享致中孚、國栖歌、徹神宮朗。

祭之日、吉野、

埽部薦隨、宸步敷、宸儀出、御步敷、布單、上、

國栖奏、古風、

五夜稻馨、皇祖格、九霄氣淨、聖顏愉、

人不敢、

五夜稻馨、皇祖格、九霄氣淨、聖顏愉、

悠紀主、

皇祖格、九霄氣淨、聖顏愉、

諸炊、

欲知、日胤傳承、信遺體全、

臨寶鏡符。

鏡當猶視吾、蓋謂、手持寶鏡、祝曰、吾兒視此、影



即天祖之遺體也。而天祖神靈之所寓。敢不敬乎。大嘗祭者。授受之大事。故及此。

中卯正逢陽復後。祭用十一月。中卯日。適當冬至。明日。遙知申孝禮儀。

殷曰。神武天皇平定中國。詔嚴霜色。拂群官淨。拍手聲。臨兩

殿。悠紀。聞。以次。拍手。各有數。太綱昔嘗奉重職。玉命。被。太玉命。手

續。代。御。神。神籬永。此護。明君。持。天神命。天兒屋命。太玉命。奉。齋。二

神。共。侍。殿。內。當年八握齋庭。穗。恩露千秋四海分。曰。以。吾。高

能。為。防。護。殿。內。當年八握齋庭。穗。恩露千秋四海分。曰。以。吾。高

原。所。御。齋。庭。之。穗。亦。當。御。於。吾。兒。庭燎通宵照屋稜。宵。設。庭。僚。群僚拜趨肅降升。月。臨。仙。仗。清

光射。諸。司。立。仗。雲。繞。御。廚。紫。氣。蒸。飯。於。齋。殿。毀。畔。何。容。經。界。

慢。素。蓋。鳴。神。卜。田。須。問。治。源。澄。其。稻。釀。酒。為。飯。而。嘗。之。

挽回日影輝天地。成績應因手力能。天。用。手。力。雄。命。關。

織成繪服。謁。天。闈。預。召。參。河。國。神。戶。織。神。服。及。祭。悠。紀。主

之。聯。袂。分。行。列。鷺。鶴。案。頭。青。燭。細。籠。滑。庭。上。清。風。賢。木。翻。前

木。執。賢。樹。桑。黎。庶。俱。揮。杼。衣。帛。嚴。冬。如。向。噉。誰。悟。日。神。含。繭。

後。依。然。口。澤。氣。猶。存。自。此。始。有。養。蠶。之。道。絲。

清晨仙蹕。鳳輿移。豐樂祥煙上。彩楣。及。辰。日。祭。事。畢。青。瑣。

柳條纏袖摺紫微。日影引鬢垂。青。摺。衣。天。神。壽。奏。中。臣。祝。

皇祖璽存齋部儀。中。臣。入。奏。天。神。之。壽。詞。幾。仰。清。光。雲。路。

客野人西望入新詩。

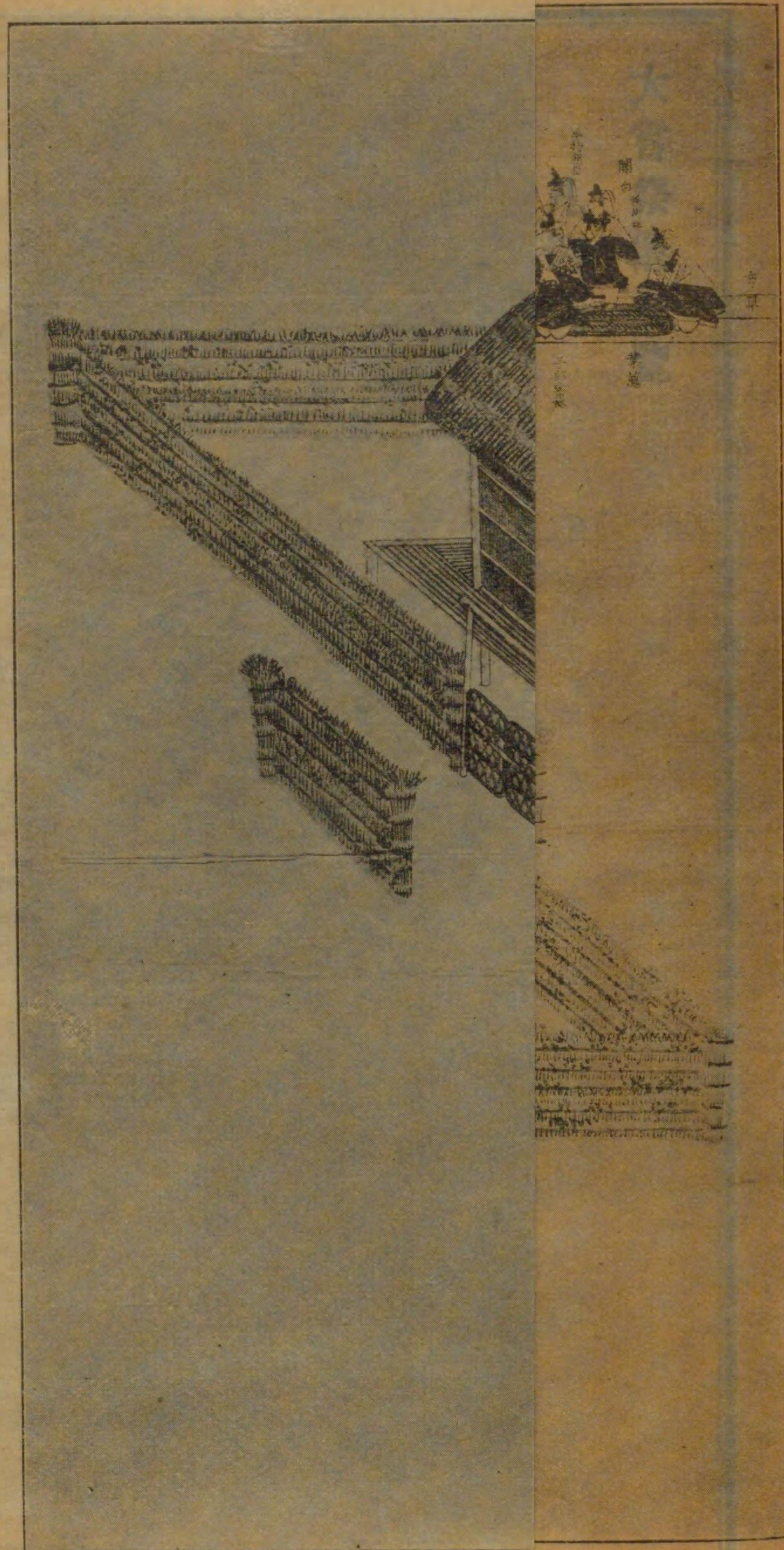
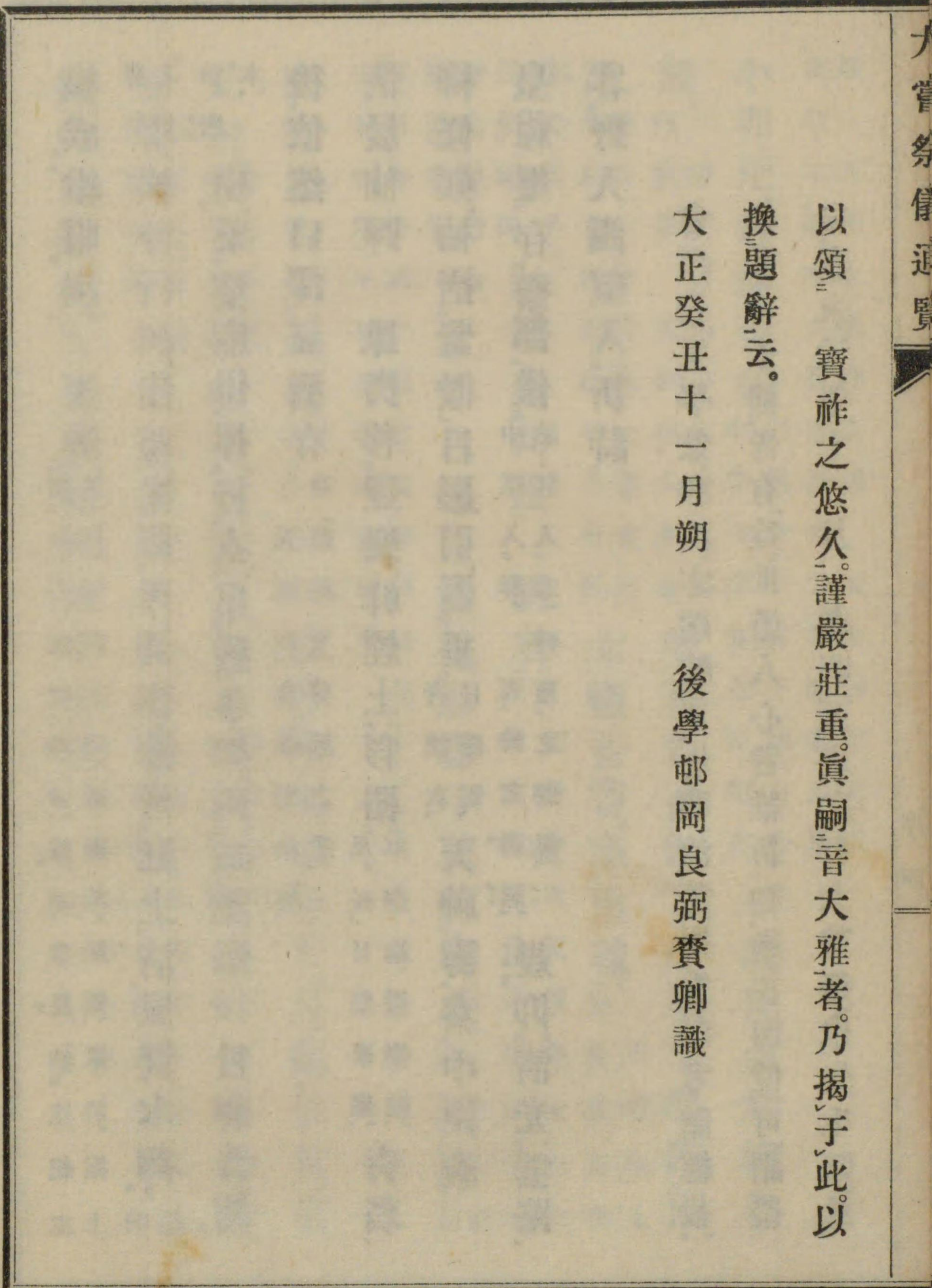
會澤先生。學兼和漢。志趣醇正。最明治體。擢為彰考館總裁。著書若干種。皆有益世道人心者。維新初。贈正四位。可謂榮矣。嘉永元年十一月。孝明天皇之行大嘗祭也。先生賦此。



以頌寶祚之悠久。謹嚴莊重。眞嗣音大雅者。乃揭于此。以換題辭云。

大正癸丑十一月朔

後學邨岡良弼賚卿識




大嘗祭儀通覽附圖

祭

大嘗祭儀通覽




貞享三年大嘗祭悠紀主基兩殿圖



貞享三年大嘗祭悠紀主基兩殿圖

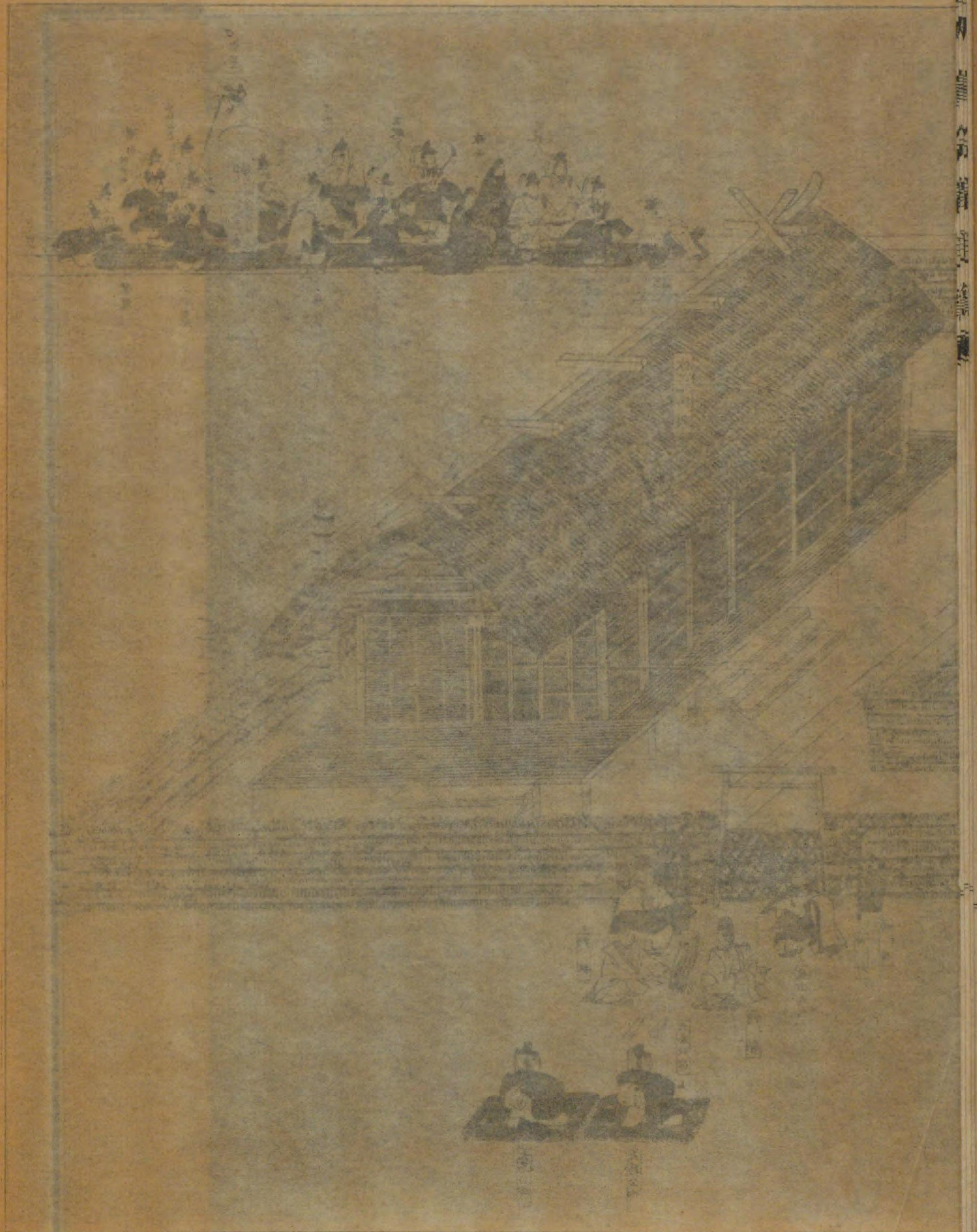


貞享三年大嘗祭悠紀主基兩殿圖



大嘗祭儀通覽附圖





大嘗祭儀通覽

凡例

- 一 此書延喜式を以て本書とし。貞觀儀式、西宮記、北山抄、江次第等を参考し。その此に略にして彼に詳なるは。詳なるを擧。また彼此異なる者は。その異を注す。
- 一 儀式以下の書を擧るは。本書より一字を低くし。又は略きてもと思ふ事の。またさすがに棄がたき者。及注せまほしき事どもは。都て分注に細書せり。
- 一 貞享御再興以來の儀は。大嘗會具釋、同便蒙等に依り。或は本注に書し。或は分注に書せり。
- 一 この書古今その儀式の沿革増減ありし事を専らと書し。稱呼物名等の解。大概は略して。唯知らてはえあらぬ者のみを。僅に

校者曰大嘗會  
具釋六卷荷田  
春滿撰  
同便蒙三卷荷  
田在滿撰



注せり。文字づかひいづれも本書のまゝに書り。多明物を多  
米都物とも多每物とも書る類多し。答むる勿れ。

一大祓の料をはじめ。供神の幣物。山野井の祭料等。みな略けり。さ  
るへこの書簡易を旨とすれへ。紙數の多くならん事を恐るゝ  
故なり。知らんと欲せば。本書に就て見るべし。

一神供の品。由加物等の器。古今異にして。今知がたきもの多し。知  
れざる者へ。其まゝにさしおきて注せず。

一本書。延喜式に據ると雖も。假名を交へて見やすくせり。さるへ  
この書。通覽と名づくるを以て。只祭儀の古今の様を知らしむ  
るを要とし。是を以て則とすべしとに非ざればなり。

一はじめに。大嘗祭の故よしを記せるへ。初學の徒の爲にとてな  
り。敢て學者の覽に呈するにあらず。

明治三年庚午正月廿三日

中臣朝臣穎則識

○

目次 コノ目次ハ、讀者ノ便ヲ謀  
リ、今校者ガ加ヘタルナリ

大嘗祭由來

國郡卜定大祓奉幣

御禊河原頓宮行幸鹵簿

散齋致齋供忌火御飯

拔穗供神物齋院黑白酒

大嘗宮

卯日儀

豐樂院辰日儀

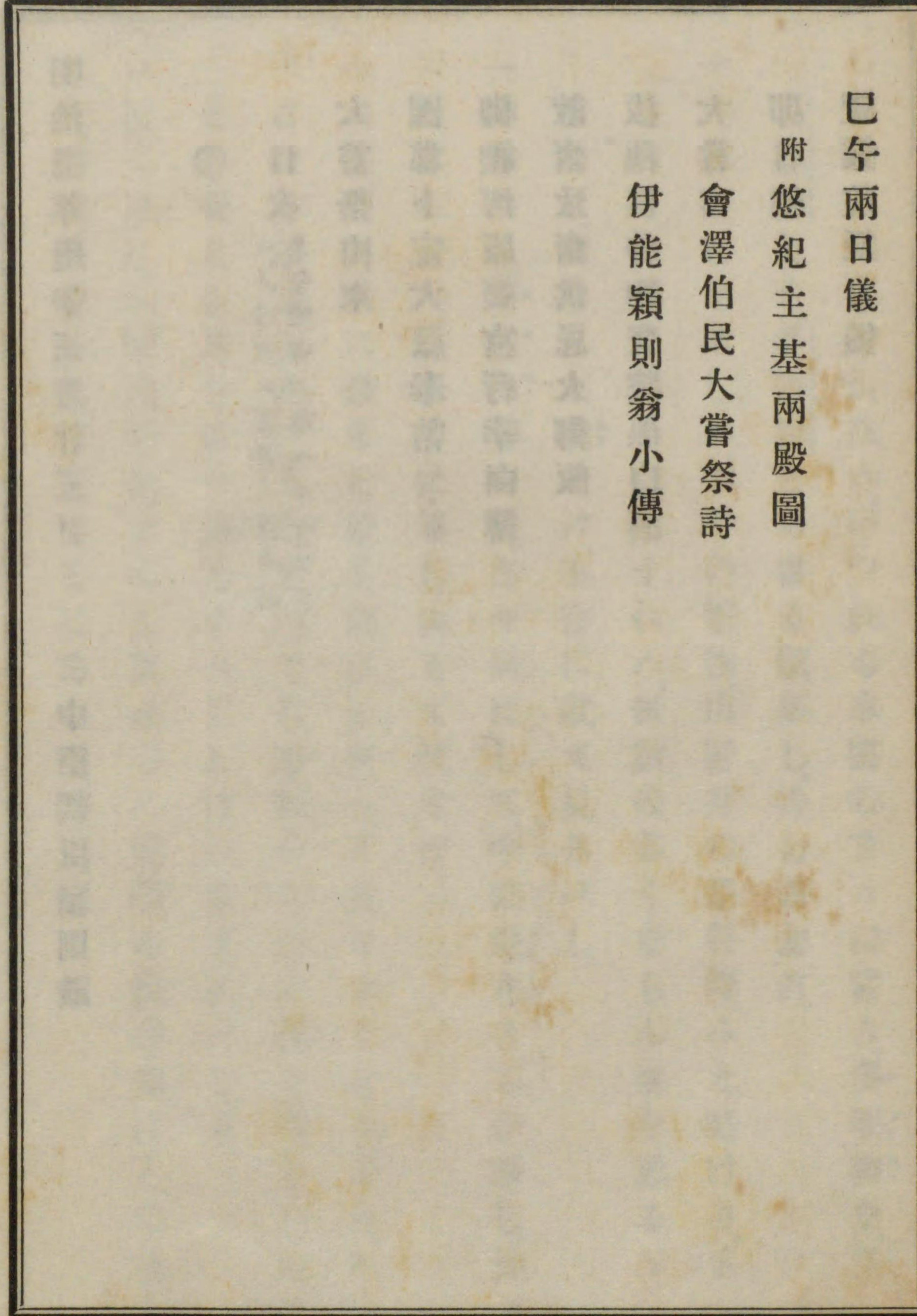


巳午兩日儀

附悠紀主基兩殿圖

會澤伯民大嘗祭詩

伊能穎則翁小傳



大嘗祭儀通覽

宣教權中博士伊能穎則 著

大嘗祭由來

大嘗祭ハ、當年の新穀を以て酒饌を作り、天照大神を始奉り、普く天神地祇に饗を供へ、天皇御自もキコシメ聞食し、諸臣にも給へる儀なり、御一代に一度行へるゝを大嘗といひ、毎年行へるゝを新嘗といふ、但上古ハ其別なく、何れも相通へして、大嘗とも新嘗ともいひしなり、日本紀に新嘗と書されし同じ事を、古事記にハ大嘗と書し、神祇令にハ、仲冬下卯大嘗祭云々、と毎年の新嘗を擧げ、

まな凡大嘗、毎世一年國司行事と見えて、此彼差別なし、又續日本紀にハ大新嘗とも書されしを思ふに、大嘗新嘗と別ち言ふ事ハ、貞觀儀式出來てよりの事にやあらん、大とハ朝家の重き御祭な



校者曰、此國  
杵尊ノ御時、  
始テ天行ハレシ  
由、天行ハレシ  
社話卷四ニ載  
タル、池邊氏  
ノ神壽詞評  
合看ルベシ、

る故に、尊みて加へたるなるべし、新嘗ニホノスハ新之饗ニホノスの義なり、といへ  
る舊説然るべし、嘗字を書るハ、淮南子に、嘗穀、注に穀、新穀也、薦之ヲ  
明堂、嘗之ヲとあるによりて、借、用ひたるなるべし、かゝれば大嘗新  
嘗、その事ハ大小詳略の別あれども、其趣ハ一なり、かくてこの起  
原ハ、神代紀に、天照大神當新嘗時ニホノス云々、古事記に、聞看大嘗之殿ニホノス  
ど見えたれば、大御神に始れりといはれられたり、その天上にての  
事なり、この國にてハ、瓊瓊杵尊の御時、その大后神吾田鹿葦津姫、  
御田を卜定めて、狹名田と號けたる田の稻を以て、天甜酒を釀、淳  
浪田と號けたる田の稻を以て飯として、嘗祭したまへる事の見  
えたるや始ならん、人の世となりて、神武天皇より以來、次々行ハ  
せ給ひしなるべけれど、記載に見えたるハ、仁徳天皇紀に、是歲當  
新嘗之月、以宴會之日、賜酒於内外、命婦等とあるぞ古かりける、然

ハあれども、其儀など如何ありけん、今知るべからず、清寧天皇紀  
に、伊與、來目部、小楯、播磨、國赤石郡に至りて、新嘗の供物を辨備せ  
る事みえ、天武天皇紀に、五年八月丙辰朔、辛亥、詔曰、四方爲大解除  
云々、九月丙寅朔、丙戌、神官奏曰、爲新嘗、卜國郡也、齋忌此云則尾張  
國山田郡、次須岐、丹波國訶沙郡、並食卜、十月乙未朔、丁酉、祭幣帛於  
相新嘗諸神祇云々、按に相新嘗、相、下に  
嘗字を脱せるか、十一月乙丑朔、以新嘗事不告  
朔、また供奉大嘗中臣忌部、及神官人等、並播磨丹波二國郡司、亦以  
下、人夫等、悉賜祿、因以郡司等、各賜爵一級、とあるを見れば、貞觀延  
喜の式も、既く此御世の例などにや依られけん、その儀式ハ本篇  
に概略を記す如く、いと嚴重なる事にして、實に朝廷の大典なり、  
是を思へば、往昔神を崇敬ひ、食を重みし給ひて、萬機の政、神事を  
以て最先としたまひし事知られて、いと貴し、かくてこの大嘗祭、



御世御世に不絶行へれて、やむごとなき大禮なりしを、後土御門院天皇、文正元年十二月行へれし後、いみじき世の亂によりて、行へれず、此間九帝二百廿年なり、具釋に、後花園天皇、永享二年より、後二百五十六年中絶と云るの、誤なり東山院天皇の御世、貞享四年十一月十六日、御再興あらせられ、中御門院天皇の御世、また故ありて行へれず、其次櫻町院天皇の元文三年十一月十九日行へれしより、先帝孝明天皇の御世、嘉永元年十一月二十一日に行へれしまで、更に絶る事なし、抑食へ民命の繋る所、天下の事物、是より重きへなし、故に天照大御神、天上に於て狭田長田に稻穀を殖しめたまひ、顯見蒼生の食て活べきものぞ、と宣たまへせて、皇孫瓊杵尊に、齋庭の稻穂を賜へり、天降し奉りしより、天皇の永御食の遠御食と聞食、瑞穂の稻、漠々と繁榮え、米粟の美、萬國に卓絶れ、上下豊熟の秋を樂しむことへ、神の恩頼に依るといへ

ども、上にいへるが如、御世御世の天皇、食を重みし、神祇を祭らせ給ふ故にぞあるべき、古語拾遺を按るに、諸部神供奉其職、如天上儀、といへり、然ればこの大嘗祭へ、天照大御神の大朝廷にして、行へせたまへる儀式を、摸させたまへる事、疑ひなし、又昔へ朝廷の新嘗のみにあらず、庶人も分に應じて新嘗せし事、皇極天皇紀に、九年十一月癸丑朔、丁卯、天皇御新嘗、是日、皇太子大臣、各自新嘗とみえ、萬葉集に、爾保抒理能、可豆思加和世乎、爾倍須登毛、曾能可奈之伎乎、刀爾多氏米也、母とあるを、袖中抄に解て曰、可豆思加和世とへ、下總國に葛飾といふところあり、其處の早稻を云なり、爾倍須とへ、田舎にはじめて早稻を刈て、ものして、里鄰のもの集りて食を、爾倍須といふ也、と見ゆるにて、上下ともに、新穀を食に、齋し慎める事知られたり、又古事記景行天皇、段に天皇詔、小碓命



何<sup>フニトカモ</sup>汝<sup>イマシガ</sup>兄<sup>イロセ</sup>於<sup>コ</sup>朝<sup>アサタ</sup>夕<sup>ユフ</sup>之大<sup>オホ</sup>御<sup>ミ</sup>食<sup>ケ</sup>不<sup>ズ</sup>參<sup>マ</sup>出<sup>デ</sup>來<sup>キ</sup>專<sup>モト</sup>汝<sup>ニ</sup>泥<sup>ネ</sup>疑<sup>ギ</sup>教<sup>オシ</sup>覺<sup>トセ</sup>とあるを見  
れば、古<sup>コ</sup>ハ天皇<sup>ミコ</sup>の大<sup>オホ</sup>御<sup>ミ</sup>食<sup>ケ</sup>聞<sup>ク</sup>食<sup>ス</sup>時<sup>トキ</sup>にハ、皇子<sup>ミコ</sup>等<sup>タチ</sup>も御前<sup>ミマエ</sup>に參<sup>マ</sup>り候<sup>ウケ</sup>ひて、  
禮<sup>レ</sup>正<sup>シク</sup>しく聞<sup>ク</sup>食<sup>ス</sup>し事<sup>コト</sup>と知<sup>ラ</sup>るゝにつけても、古<sup>コ</sup>人<sup>ノ</sup>の食<sup>ケ</sup>を重<sup>カ</sup>みせし  
風<sup>フ</sup>俗<sup>ゾク</sup>想<sup>オモヒ</sup>像<sup>ヤル</sup>べし、是<sup>コト</sup>即<sup>チ</sup>ち天<sup>アメノ</sup>照<sup>テ</sup>大<sup>オホ</sup>御<sup>ミ</sup>神<sup>カミ</sup>の、神<sup>カミ</sup>世<sup>ヨ</sup>に始<sup>ハジ</sup>たまひ、教<sup>オシ</sup>たまへる  
道<sup>ミチ</sup>なればなり、論<sup>ロ</sup>語<sup>ゴ</sup>に、亞<sup>ア</sup>飯<sup>イ</sup>干<sup>カン</sup>適<sup>テキ</sup>楚<sup>ソ</sup>、三<sup>サン</sup>飯<sup>イ</sup>繚<sup>リョウ</sup>適<sup>テキ</sup>蔡<sup>サイ</sup>、四<sup>シ</sup>飯<sup>イ</sup>缺<sup>ケツ</sup>適<sup>テキ</sup>秦<sup>シン</sup>、朱<sup>シュ</sup>注<sup>チュウ</sup>に、亞  
飯<sup>ア</sup>以下<sup>イカ</sup>、以<sup>テ</sup>樂<sup>ラク</sup>侑<sup>ユ</sup>食<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>官<sup>クワン</sup>、干<sup>カン</sup>繚<sup>リョウ</sup>缺<sup>ケツ</sup>、皆<sup>モト</sup>名<sup>ナ</sup>也<sup>ナリ</sup>、とみゆ、周<sup>シュウ</sup>禮<sup>レイ</sup>に、王<sup>オウ</sup>以<sup>テ</sup>樂<sup>ラク</sup>侑<sup>ユ</sup>食<sup>シ</sup>と  
あり、侑<sup>ユ</sup>ハ勸<sup>ケン</sup>也<sup>ナリ</sup>、と字<sup>ジ</sup>書<sup>ショ</sup>にいへり、然<sup>シカ</sup>れバ彼<sup>カノ</sup>國<sup>クニ</sup>の王<sup>オウ</sup>侯<sup>コウ</sup>、食<sup>シ</sup>する毎<sup>スベテ</sup>に、樂<sup>ラク</sup>  
官<sup>クワン</sup>をして樂<sup>ラク</sup>を奏<sup>ソウ</sup>せしめしなり、さるハ美味<sup>ミヅク</sup>も腹<sup>ハラ</sup>に充<sup>ミ</sup>てバ甘<sup>カン</sup>美<sup>ミ</sup>か  
らねバ、管<sup>カン</sup>絃<sup>ケン</sup>の音<sup>ネ</sup>をかりて、心<sup>ココロ</sup>腸<sup>チヤウ</sup>を清<sup>スガ</sup>爽<sup>ス</sup>ならしめ、飲<sup>イン</sup>食<sup>シ</sup>するものゝ  
味<sup>アジ</sup>を、ますゝ美<sup>ミ</sup>ならしめんとにや、これ今<sup>イマ</sup>の世<sup>ヨ</sup>の豪<sup>コウ</sup>富<sup>フ</sup>の弱<sup>ジュク</sup>輩<sup>ハイ</sup>、酒<sup>サケ</sup>  
に醉<sup>スイ</sup>ひ肉<sup>ニク</sup>に饜<sup>ウ</sup>ても、なほ止<sup>ト</sup>む事<sup>コト</sup>を知らず、歌<sup>カ</sup>妓<sup>キ</sup>に三<sup>サン</sup>絃<sup>ケン</sup>ひかせ、唄<sup>ウタ</sup>  
たへせて、反<sup>ヘ</sup>吐<sup>ト</sup>つくばかり飲<sup>イン</sup>耽<sup>タン</sup>ると、何<sup>ナニ</sup>の異<sup>イ</sup>なる事<sup>コト</sup>かある、賢<sup>ケン</sup>げに

萬<sup>マン</sup>の制<sup>セイ</sup>すれども、人<sup>ヒト</sup>の智<sup>チ</sup>もて定<sup>サ</sup>たる禮<sup>レイ</sup>法<sup>ホウ</sup>にハ、かゝる奢<sup>セ</sup>侈<sup>チ</sup>に流<sup>ナ</sup>る  
る弊<sup>ヘイ</sup>もあるを、千<sup>セン</sup>萬<sup>マン</sup>年<sup>ネン</sup>に絶<sup>ツ</sup>せぬ、大<sup>ダイ</sup>嘗<sup>ショウ</sup>祭<sup>サイ</sup>の起<sup>キ</sup>りより、傳<sup>デン</sup>へり來<sup>キ</sup>ぬる  
さまとあへせ見て、各<sup>オノ</sup>國<sup>クニ</sup>體<sup>テイ</sup>の異<sup>イ</sup>なる趣<sup>ソ</sup>を曉<sup>サト</sup>るべし、

國郡卜定、大祓奉幣

天皇<sup>テンノウ</sup>、七<sup>シチ</sup>月<sup>ゲツ</sup>以前<sup>イマノ</sup>即<sup>チ</sup>位<sup>イ</sup>あらせらるれば、大<sup>ダイ</sup>嘗<sup>ショウ</sup>會<sup>カイ</sup>當<sup>トウ</sup>年<sup>ネン</sup>行<sup>ユク</sup>へれ、八<sup>ハチ</sup>月<sup>ゲツ</sup>以後<sup>イノチ</sup>  
なれば、明<sup>メイ</sup>年<sup>ネン</sup>行<sup>ユク</sup>へる、

注<sup>ツ</sup>に、受<sup>ウケ</sup>讓<sup>ニヤウ</sup>の即<sup>チ</sup>位<sup>イ</sup>をいふ、諒<sup>リヤウ</sup>闇<sup>アン</sup>の登<sup>トウ</sup>極<sup>キョク</sup>をいふに非<sup>ヒ</sup>ずとあり、貞<sup>テイ</sup>觀<sup>カン</sup>

儀式<sup>ギシキ</sup>同<sup>ドウ</sup>じ、大<sup>ダイ</sup>嘗<sup>ショウ</sup>會<sup>カイ</sup>當<sup>トウ</sup>日<sup>ニチ</sup>ハ、十<sup>ジュウ</sup>一<sup>イチ</sup>月<sup>ゲツ</sup>下<sup>カ</sup>卯<sup>ウ</sup>日<sup>ニチ</sup>なり、若<sup>ニシ</sup>し

豫<sup>ヨ</sup>じめ所<sup>ショ</sup>司<sup>シ</sup>をして、悠<sup>ユウ</sup>紀<sup>キ</sup>主<sup>シュ</sup>基<sup>キ</sup>の國<sup>クニ</sup>郡<sup>クニ</sup>を卜<sup>ウラ</sup>定<sup>サ</sup>せしむ、所<sup>ショ</sup>司<sup>シ</sup>とハ、神<sup>カミ</sup>  
祇<sup>シ</sup>官<sup>クワン</sup>をいふ、

儀式<sup>ギシキ</sup>貞<sup>テイ</sup>觀<sup>カン</sup>儀式<sup>ギシキ</sup>な<sup>リ</sup>、云<sup>イハ</sup>、大<sup>ダイ</sup>臣<sup>シン</sup>敕<sup>シツ</sup>を奉<sup>ウケ</sup>りて、神<sup>カミ</sup>祇<sup>シ</sup>官<sup>クワン</sup>を召<sup>メ</sup>す、大<sup>ダイ</sup>臣<sup>シン</sup>ハ、當<sup>トウ</sup>日<sup>ニチ</sup>專<sup>セン</sup>  
ら事<sup>コト</sup>を執<sup>シツ</sup>行<sup>ユク</sup>ふ

公<sup>クウ</sup>卿<sup>ケイ</sup>なり、江<sup>エ</sup>次<sup>ジ</sup>弟<sup>テイ</sup>等<sup>トウ</sup>にハ、上<sup>ウ</sup>卿<sup>ケイ</sup>と云<sup>イハ</sup>、上<sup>ウ</sup>卿<sup>ケイ</sup>の上<sup>ノ</sup>ハ、長<sup>チヤウ</sup>上<sup>ノ</sup>の上<sup>ノ</sup>と同じく、奉<sup>ホウ</sup>仕<sup>シ</sup>の密<sup>ミ</sup>封<sup>フウ</sup>し

て、悠<sup>ユウ</sup>紀<sup>キ</sup>主<sup>シュ</sup>基<sup>キ</sup>の國<sup>クニ</sup>郡<sup>クニ</sup>を、卜<sup>ウラ</sup>定<sup>サ</sup>せしむ、悠<sup>ユウ</sup>紀<sup>キ</sup>ハ、齋<sup>サイ</sup>の義<sup>ギ</sup>、主<sup>シュ</sup>基<sup>キ</sup>ハ、次<sup>ジ</sup>なり、密<sup>ミ</sup>封<sup>フウ</sup>とハ、  
悠<sup>ユウ</sup>紀<sup>キ</sup>主<sup>シュ</sup>基<sup>キ</sup>に定<sup>サ</sup>め充<sup>ウラ</sup>らるべき國<sup>クニ</sup>郡<sup>クニ</sup>を、い



くつも書して、これをト串といふ、このト串を堅固に封して、下部に授くるなり、奏可訖りて、即下知し、例に依り準擬せしむ、又檢校行事を定む、

儀式に、其國に下知す、其國とい、悠紀主基に定まる國を云、次に大中納言二人、參議

一人を、悠紀主基兩所の檢校とす、行事ハ四位各一人、五位三人、

辨此中にあり、凡會所に直する諸大夫ハ、諸司の判官以上四人、史、此中にあり、主

典以下五人、左右史生各一人、此中に在、その判官以上、官掌一人、使部直丁

各一人云々とあり、悠紀主基の行事所并小忌院等を卜定し、陰陽寮に仰せ

務宮内紙筆墨硯を進らせ、卜食の郡の調庸并雜物を請よしを奏聞し、印の字様を、

大學寮をして奉らしめ、内匠寮に彫しめ、五畿七道の諸國に下知し、其他甕を進り、

大祓使ハ、八月上旬に卜定めて、差遣ハす、左右京に一人、五畿内に

一人、七道に各一人、下旬に更に祓使を卜定めて差遣す、左右京に

一人、五畿内に一人、近江伊勢二箇國に一人、在京諸司ハ、晦日集、祓

ふこと、二季の儀の如し、

儀式に、諸司の祓ありて、五畿七道の大祓の儀なし、其儀、神祇

官、悠紀主基、兩國司、並山城國の國司郡司等、荒見河の上ホトりに、祓

物を陳置云々、行事以下、雜色人以上、祓場に就、悠紀先、祓詞を發す、次に主基、大

祓すとみゆ、然れば此處とい、全く別なり、此處ハ、左右京五畿内

七道に使を遣ハして、庶人に普ねく祓ハするにて、所謂國の大

祓なり、さて此文、八月上旬に卜定めて、祓の使者を、京よりはじ

めて、國々に遣す由みえ、また更に下旬に至りて、左右京、五畿内、

近江伊勢、二國に祓使を遣すハ、如何なるよしにや、未考、在京諸

司云々ハ、儀式と同じ、荒見河、今詳ならず、今ハ紙屋河にて祓するよし、具釋にみゆ、諸國の大祓ハ、爾後廢止、られたるにや、

北山抄江次第等にも、其事みえず、そも、大嘗ハ、一世一度の大祀にて、天皇御自親、天神地祇を祭らせたまひ、天下の安寧、寶祚の無窮も、是にかゝる事なれば、昔の如く、國の大祓を行はせたまひ、兆民みな罪汚を祓去、域内清潔に、儀式に、祓訖なりてこそ、皇神等も殊に悦び享たまふべけれ、となん思はる、



り齋場を卜定す、悠紀東にあり、主基西に在、行事以下、北野に行其塊をとり、この外に大嘗宮の材及萱を取る山野、また小忌、院御井を掘べき地等をも、この時に卜定せしむ。

大祓の使發遣して、即天神地祇に幣帛を供る使を差遣へず、其使

大神宮に、五位以上諸王、中臣忌部各一人、卜部一人、五畿内に一人、七

道に各一人、中臣忌部以上其幣ハ、大所各絹五尺、五色、薄繩各一尺、絲一絢、綿一屯、木綿二兩、麻五兩小所各

三尺、絲一絢、綿一屯、木綿二兩、麻五兩大藏の物を以て、これに充つ、大所小所並に祈年祭に預る社を云ふ、

北山抄、江次第等を考るに、御受禪の後、新帝建禮門に行幸あり

て、即位あるべき由を、大神宮並に諸社に告させらるゝ爲に、幣

を奉らるゝ事ありて、大嘗會の奉幣の事の見えざるハ、同じ様

なる事なれば、略けるにや、貞享御再興以後ハ、式の如く奉幣の

事あり、但何事も省略の儀によらせられて、伊勢石清水賀茂三

所のみにて、諸社にハ奉幣なし、便蒙に、由、奉幣と云事あり、由ハ大嘗會行ハるべき由なり、伊勢石清水賀茂へ

敕使を以て告らる、此儀十一月上旬、日を擇びて行ハる、陣座の儀、神祇官代の儀とて、同日兩度の儀式あり、陣座の儀は、上卿以下、紫宸殿の西廊右近、陳座に着て、三社の使を定め仰せ、又内記に仰せて、三社の宣命を作らしめ、奏聞し、是を清書せしめ、などする也、この儀畢りて、即神祇官代、東山神樂岡八神殿の邊に人々參向す、行事の辨史以下、此處にて三社の幣物を裏み、上卿三社の宣命を、三社の使に渡し、幣物この處より發遣する也、昔ハ神祇官にて行ハれし事なれども、今ハ神祇官無き故に、神樂岡を、神祇官代、なほ江次第にて、其式を見るべし、

御禊河原頓宮行幸鹵簿

天皇、十月下旬に、川上カミに臨幸ありて、禊を爲ナシたまふ、

其儀、九月裝束司を定む、長官一人、中納言、次官一人、中辨、判官二人、史一人、内記一人、主典二人、内藏屬、勘解由主典各一人、

次に次第司を定む、御前長官一人、納言若くは參議、次官一人、式部少輔、判官二人、式部中務、兩省の丞、主典二人、式中兩省の錄、御後長

官一人、參議、次官一人、兵部少輔、判官二人、兵部民部兩省丞、主典二人、兵民兩省錄、裝束司の判官主典、各一人、山城人、

國郡司を率て、行幸の輦路を定め、次第司の長官以下、京職の官

人、及國郡司を率て、道橋井に禊所を檢察す、次に衛府、青摺衣、并

左右馬寮、騎士居飼等の裝束、及門部留主官等の事、大臣に申し



行ひ、賑給使を定む、御禊に先だつ一日、禊所に幄幕を供張す、御

座は、五丈、紺幄二字を雙へ立、中に百子帳を置之を去る三丈、紺布、垣代カシロを懸、その門の内外に、斑幔をかけて屏とす、之を去、四丈に、五丈の幄を立、皇太子の禊處とす、之を去、二丈に、五丈、幄を立、神祇官の候處とす、之を去、三丈に、五丈、幄を立、御輦を置、處とす、其御膳、座は、禊處を去事五十丈にして、五丈、斑幕二字を双立、中に輕幄を置、幄の中、東南、邊に、皇太子の倚子を立、之を去、三丈に、七丈の幄を立、親王以下侍従以上の候處とす、之を去、十丈に、五丈、幄を立、内膳司の候處とす、其前に輕幄を設け、進物の所とす、又御幄を去、こと二丈に、七丈、幄二字を立、女御女孺以上の候處とす、之を去、四丈に、七丈の幄を立、皇太子の休息處とす、其大垣カシロの、紺布、幔を以て之を爲る、三面に門を開く、一面は流に臨む、大垣を去、三丈に、五丈、幄を立、大膳職の候處とす、之を去、四丈、五丈の幄を立、太政官の候處とす、自餘の諸幕、本司これを設、○幄の立やう、江次第江次第のこれと異な、次第司、鹵簿の標を立、標は、賢木に木綿を着て、四角り、宜しく考合すべし、

當日平旦、神祇官行幸路次、處の標なり、是は鹵簿の行列紊れざらん爲に、兼て設くる也、その次第、儀式に委し、今略す、

諸神に幣を奉る、次に建禮門の前に節旗を立、節旗は、節刀と同儀にて、供奉の百

官を使令すべき、敕を受たる大臣、少納言外記の標、節下、大臣に隨、鉦鼓

の標、兵庫寮次第司の標を立、時剋動、鼓を擊、少し隔て列陳、鼓を

擊、又少し隔て進鼓を擊、この時節旗出て、宮城門外の標に就く、

乘輿出御、警蹕常のごとし、

前駟次第、兵士左右各廿人、市司左右各二人、京職官人左右各六人、神祇官左右卜部、神部、官掌

長上各一人、官人三人、執幣、丁一人、其間にあり、主禮左右各一人、次第司判官一人、其間にあり、彈正臺忠、疏左にあり、巡察右に在、兵部省主稅寮主計寮、民部省治部省散位寮、大學寮、式部省、太政官、史已上、相、夾、道、左右にあり、次に隼人司、左右各歩陣五人、騎陣二人、大衣一人、官人一人、次第司、主典一人、道の中央に在、主禮左右各一人、次第司次官一人、中にあり、次に左衛門府、左右各衛士百人、門部三十人、その間に府生醫師、志尉、佐、藤、鉦鼓あり、督之に次、内器械、これに次、次に左右主器械者、衛府、佐以上、副馬、親王以下、參議以上の簀笠之に次、主禮左右各一人、次第司判官一人、其間にあり、次に左右馬寮、儲、馬、左右各四疋、馬部各二人、騎士各二人、史生各二人、馬醫各一人、次に左兵衛府、左右各兵士四十人、其間に府生醫師、志尉、藤、鉦鼓あり、督之に次、主禮左右各一人、次第司、主典一人、主禮左右各一人、次第司長官一人、其間に在、次に陰陽寮、左右各三人、漏刻器、其間にあり、次に鼓吹司、左右各長上一人、官人一人、節旗、その間にあり、鉦鼓之に次、次に少納言一人、大臣一人、少し後て、外記、左右各一人、侍醫各一人、中務省、左右各内舍人十五人、丞一人、侍從十四人、左右馬寮、左右各六人、右威儀、御馬、左威儀、御馬、各一疋、其間に在り、次に内記、左右各一人、典、鑰、各一人、主鈴、各一人、負、鑰、馬、其間に在、負、鈴、馬、之に次、少納言一人、次に東宮、前駟、亮、左、學士、右、侍、從、二人、少、後、れて、東、宮、中、に、在、執、物、者、左、右、各、若、干、人、之、に、從、ふ、次、に、御、劔、櫃、中、に、在、風、土、に、諳、る、も、の、左、右、各、一、人、參、議、以、上、親、王、以、下、左、右、に、相、分、れ、て、中、に、あり、左、右、近、衛、府、左、右、各、騎、陣、廿、五、人、步、陣、三、十、人、少、將、各、一、人、大、將、各、一、人、左、右、に、相、分、れ、步、陣、の、内、乘、輿、中、將、各、一、人、少、將、各、一、人、左、右、に、相、分、れ、て、輿、に、次、く、輿、前、兩、綱、駕、丁、各、十、人、大、舍、人、左、右、各、一、人、之、に、次、左、近、衛、左、右、各、一、人、之、に、次、大、舍、人、左、右、各、一、人、之、に、次、



左近衛左右各一人、之に次、大舍人左右各一人、之に次、並に綱の外に在、其後陣の織キヌガを執も、の二人之に次、左右近衛府、左右各騎陣十一人、歩陣十人之に次、主水漿を捧キヌガげ、左右各一人、少後れて、東堅子左右各一人、内侍左右各一人、之に次、女藏人各四人、之に次、内藏管持各一人、之に次、左右近衛府、左右各騎陣十人、歩陣十人、腰輿其間に在り、菅蓋紫蓋之に次、輿、左右翳を執者各二人、次に男藏人、左右各三人、次に主殿寮允、左右各一人、腰輿雨革、人給の蓑笠分れて道、左右にあり、覆篋、御廁、斑幔、その内にあり、小幔風爐、その内に在、内藏、御櫛机、雨革の後にあり、次に掃部寮、官人、左右各一人、胡床水罽分れて道、左右に在、御茵、松明、その内にあり、簀輕幄、其内にあり、主殿、炭櫃、造酒、御酒、分れて道、左右にあり、次に獻物所、櫃、左右各一合、中路にあり、次に膳部酒部、分れて道、左右にあり、次に執物内堅、左右各十人、次に左右近衛少將已上、副馬、左右各四疋、次に檢校女孺、左右各一人、次に女孺、左右各三人、次に采女、左右各八人、次に御廁人、左右各一人、次に洗人、左右各一人、次に檢校女、左右各一人、次に圖書、和琴、御硯之に次、次に東宮坊、官人、主藏、官人、左右各一人、坊、儲管儲漿、其兩間に在、坊、藏人、左右各一人、坊、雨裝殿主、其兩間に在、主殿主膳等、官人各一人、分て道の左右にあり、女孺、采女之に次、内藏、儲錢之に次、同寮、御韓櫃之に次、出納之に次、雜色之に次、縫殿、御韓櫃各六合之に次、官人各一人、之に次、圖書、馱餉之に次、右兵衛府、左右各兵衛五十五人、督佐尉志、醫師府生、その兩間に在、次に主禮、左右各一人、次第司長官、其間に在、次に主禮、左右各一人、次第司判官一人、其間にあり、東宮、儲、馬之に次、衛府、佐以上、副馬各三疋、分て道の左右にあり、諸司の蓑笠を執もの之に次、捉搦、非違もの、各一人、之に次、主禮、左右各一人、之に次、次第司次官一人、其間にあり、次に兵部省掌、左右各一人、次第司主典一人、その間にあり、唱計及鹵簿札を、持直丁各一人、次に大舍人寮、官人、左右各二人、圖書、官人、左右各一人、内藏寮、官人、各一人、之に次、縫殿寮、官人、各一人、之に次、内匠寮、官人、各一人、之に次、儲、調度、韓櫃、

其間に在、内藥司、官人、左右各一人、御藥儲韓櫃、其間に在、次に大藏省、官人、各一人、道の左右に在、宮内省主殿寮、官人、各一人、之に次、典藥寮、官人、左右各一人、御藥儲韓櫃、その間にあり、進物所、膳部各三人、道、在右に在、進物所、韓櫃二合、其間に在、内膳司、正奉膳道、左右に在、典膳、左右各一人、之に次、御膳、韓櫃十合、其間に在、主水司、官人、各一人、道、左右にあり、大膳職の官人、各一人、之に次、大炊寮、官人、各一人、之に次、造酒司、官人、各一人、之に次、采女司、官人、各一人、之に次、捉搦、非違者、各一人、之に次、主禮、各一人、道、左右に在、次第司、判官一人、其間に在、木工寮、官人、各一人、道、左右に在、兵庫寮、官人、各一人、之に次、雅樂、官人、各一人、之に次、右衛門府、左右各部卅人、衛士百人、督佐尉志、醫師府生、其間に在、捉搦、非違者、左右各一人、主禮、左右各一人、之に次、次第司、主典一人、其間に在、左右馬寮、儲、御馬、左右各四疋、馬醫、左右各一人、之に次、史生、各一人、之に次、裝束司長官以下、警蹕を聞、豫じめ出、路邊に列立す、○以上鹵簿、次第儀式に就て是を記す、北山抄云、仰諸司、令進供奉、官人、留主及雜物、勘文加、檢察、給當色、其扈從、五位以上、歷名、寫、三通、一通、下、次第司、一通、式部、一通、中務、これらにて、大概を察るべし、禊所、點地、次第等、江次第に委し、今これを略す、以下北山抄に

河原の頓宮に至り、參議以上、上下馬、西幔門外に列立す、其

南、裝束司、長官以下、列立す、其西節下、大臣標に就、其北、次第司、長官以下、列立す、車駕西幔門に入らんとする間、神祇官、御麻を奉る、王卿入て後、節下、大臣、靜陣鉦を打しめて入、裝束司、次第司、次によりて入、先御膳幄に御す、王卿侍從、幄の座に着、即御厨子所



の御膳を供す、時刻腰輿に駕し、御禊の幄に移御す、大將進候す、齋主御麻を捧げ、中臣氏女に授く、次に御撫物瓮を御巫に授く、宮主南幄東檻に於て、解除詞を奏す、江次第云、祭主進御麻、中臣女進御取之傳進御吻、後返給中臣女、神祇官人取御贖物進之、御巫取之、又傳進注舊 王卿及び裝束司、禊座に候、御禊畢、記、獻瓮高坏、由不見、而近代如此云々、 大炊寮散米、江次第云、宮主奏解除詞、大炊官人散五穀、神祇官引大麻於公卿座、御巫撤御前、祓物、次駕腰輿云々、 又御膳幄に御、少納言鈴を進る、王卿着座、神祇官幣帛を頒つ、次に所司御膳を供す、采女傳供す、大臣御前に候す、山城國獻物冊捧、大臣之を問、各物名を稱す、退て進物所に付、次に大臣見參を取、内侍に付て之を奏す、外記に返給ふ、縫殿寮祿辛櫃を立、中務輔唱名す、親王以下祿を賜ふ、時剋行鼓を擊、乘輿宮に還りたまふ、節下大臣床子に着、入御の後、外記を召て仰て曰、靜陣鉦打しめよ、外記兵庫寮をして之を打しむ、諸陣之に應す、御前次第司、長官、諸陣靜

畢、由をまをす、其詞、御前、整、司申久、司、司、靜、奴、留、事、申、給、止、申 御後長官も又同し、大臣曰、與志、長官本位に復る、大臣外記を召、仰て云、止隊乃司、鼓打之米與、兵庫寮擊訖る、又外記に仰す、解陣乃鉦打しめよ、打訖りて、各退出す、

散齋致齋供忌火御飯

散齋一月、十一月朔より晦に至る、致齋三日、自丑至卯、齋月ハ、預じめ諸司に告て、符を畿内に下す、符既に下りてハ、佛事に預り、清食する事を不得、その言語ハ、死を直といひ、病を息といひ、哭を鹽垂といひ、打を撫といひ、血を汗といひ、穴を菌といひ、墓を壞といふ、  
神祇令云、散齋の内ハ、諸司事を理むる事、舊の如し、喪を弔、病を問、重親の喪病ハ、祭に預る限にあらざ、穴を食、刑殺を判せず、罪人を決罰せず、音楽を作さず、穢惡の事に預からず、致齋にハ、唯祭の事のみ行ふを



得、自餘ハ悉く斷むと見ゆ、貞享元文の御式にハ、符を下す等の事みえず、十一月朔日、忌火の御飯を供する事のみあり、忌火、御飯ハ、公事根

原にも見えて、その頃までハ、六月、十一月、十二月の朔ごとに、供せしものなり、然るハ、其月々重き神事ある故に、常の火を、清火にあらたむるを以て、陪膳のしやう、常との殊にて、内膳司の奉る御膳を、清涼殿の大床子の御座にて、聞し食すなり、されバ、大嘗會の時のみ、供するに、あらざ、然るを是を以て、大嘗の儀に加ふる事ハ、貞享以來ハ、御袂も形ばかりにて、河原行幸もなけれバ、この忌火の御飯をとり立て、儀式としたるなるべし、其儀、大嘗會具釋に詳なるを、今略して、其大概をいハ、陪膳殿上に着、手長薄疊に候す、藏人來り、於毛乃召と告、陪膳洗手、鬼、間に入、手長と御臺盤を昇參り、大床子前に立、その前に跪候す、次に、御盤を役送す、手長取て陪膳に傳、陪膳馬頭盤、左方に居、四種物なり、四種とハ、酢鹽酒醬なり、次に役送、擊子を持參、擊子の土器に盛る御飯、陪膳手長より取、四種中央に居、次に役送、三、御盤、擊子を二、御盤と云ゆ、是を三、御盤と云、持參す、この御盤ハ、薄鮑干鯛鱈鱈なり、手長取て陪膳に傳、陪膳取て馬頭盤、右方に居、次に役送、四、御盤、持參、是ハ、和布、御汁なり、陪膳手長より取て、御臺盤の西方に居、居畢て退く、出御、陪膳以下平伏、御箸を取、御飯に立しめ玉ふて入御、陪膳起坐、御臺盤前に進み、御箸を折、役送、空盤を持參、手長取て陪膳に傳ふ、四種以下の物を之にうつし、役送に渡し、陪膳と手長と、御臺盤を昇、鬼、間の初、在し處に置く、なほ公事根源、江次第等に就て見るべし、

拔穂、供神物、齋院、黑白酒

宮主人ト部ニ  
三人、兩國ニ  
分ル、ハ、宮ニ  
主ハ、イツレニ  
屬ニヤ

大嘗會雜用料の稻ハ、國別に正税一萬束、及びト食、一郡の調庸、中男、作物を充、國別とハ、悠紀、主基、二國なり、東、稻ハ、春て米、五升を穫る時ハ、一萬束ハ、五百石を得べし、その拔穂田ハ、國

別に六段、百姓の營田を用ふ、其代ハ、正税を給ふ、八月上旬に官に申て、宮主一人、卜部三

人を兩國、悠紀、立基に差遣、兩國各二人、其一人ハ、稻實、卜部と號け、一人

ハ、禰宜、卜部と號く、國に到り、齋郡にて大祓し、而して田及び齋場

の雜色人等を卜定す、造酒兒一人、神語、佐可都古、當郡の大少領、女、御酒、未嫁ト食のものを取て、是に充、

波一人、フルヒ篩粉一人、共造二人、オホシ多明酒波一人、オホシ以上、オホシ稻實公一人、オホシ灰燒

一人、採薪四人、歌人二十人、歌女二十人、さだめ訖りて、齋場を鎮む、

齋場の院ハ、方十六丈、柴を以て籬とし、木を編て扉とす、院内に八

神殿一字、長四丈、廣一丈、稻實、齋屋一字、長二丈、廣八尺、使、衙屋一字、長四丈、廣一丈二尺、稻

實公等屋一字、造酒兒等屋一字、各長二丈、廣一丈二尺、並に黒木を以て構、草

を以て葺、壁、葎ハ草をあて、カヤ楮を押しとす、八神殿、祭神八座、御歳、神



倭訓菜ニ、貞  
觀儀式云々、  
神に獻る物を  
別に於せり、  
延喜式に多明

高御魂神、庭高日神、大御食神、大宮女神、事代主神、阿須波神、波比  
伎神なり、卜部二人、明衣被を給はりて祭る、拔穂ハ、卜部、國司以下  
及、雜色人等を率ゐて、田に臨みて拔く、先、造酒兒、次、稻實公、次、御酒  
波、次、雜色人、次、庶民、共に拔訖り、齋院に於て乾收む、先、初穂四束を  
割取、四把ヲ 爲束 供御の飯に擬す、自餘ハ皆黑白、二酒に擬す、惣て盛る  
に籠を以てす、籠毎に一束、二籠を一荷とす、荷別に足を著、茅を編  
て蓋とす、賢木を挿、木棉を著、驅使丁をして荷ハしむ、十荷毎に、子  
弟一人之を領す、卜部及國郡司雜色人以下を率ゐて、前後を檢校  
して運送る、その行列、御飯稻前に在、自餘の物これ  
に次ぎ、稻實公、木綿鬘を着て引道す、 九月下旬、京師の卜定  
せし齋場院の外に到り、假屋を作、暫く收おく、  
悠紀主基、二國各卜食郡をして、多明米三十斛、多明  
酒料 短帖、四十  
枚 帖  
同 蓆、七十 長蓆、七十 簀、五十 驅使丁、三百  
人 を辨備せしめ、拔穂ととも

酒波多明料理  
屋なども見え  
たり、されば  
供物の品を給  
賜料といひ、  
賜料を多米都  
物といふにや  
云々

に、領送せしむ、  
大嘗殿材、并、御食、柏を採る山、及び葦草を刈る野、齋場の地等ハ、八  
月上旬に、神祇官、國司山城ととも卜定し、齋場地ハ、先、解除す、訖て  
官に申し、山野所屬の郡司をして、專當禁守せしめ、穢人を入しめ  
ず、鎮魂、琴材を採る山も之に準ず、その鶏、  
尾、琴四面ハ、内匠寮をして、造送らしむ、  
御膳を料理し、並、小齋人の食を備ふる院ハ、宮に近き地を卜定せ  
しめ、其地を鎮祭る、作る所、盛屋一字、酒屋一字、贄屋一字、器屋一字、  
大炊屋一字、供、御膳屋一字、料理、雜魚屋一字、備、食屋一字、已上屋敷及  
長廣ハ、事の  
閑繁に隨て  
増減すべし 皆板を以て葺、井一處を掘る、その院の四面、各一門を開  
く、作、訖りて、稻實公卜部等、院内に於て解除す、  
在京の齋場ハ、兩處に分設く、悠紀ハ左にあり、  
主基ハ右に在、 兩國、悠紀主基、兩國なり、以  
下兩國とある、皆同し  
送る所の拔穂、稻、京に到らば、即ち先つ其地を鎮祭し、造酒兒先、齋



鍬を執、始て地を掃ひ、院四角の柱、塼を掘、卜部、國郡司以下、及役夫等を率ゐて、卜食の山に入、材を採る、即山、神を祭り、訖て、造酒兒先、齋斧を取、始に木を伐り、後諸工手を下す、又卜部、郡司以下雜色人等を率ゐて、卜食の野に入り、即野、神を祭り、造酒兒先、刈り、次に諸人手を下す、其齋場、分て内外兩院とす、柴を籬とし、木を編て門とす、内院に造る所、八神殿一字、稻實屋一字、黒白酒屋各一字、倉代屋一字、贅屋一字、白屋一字、大炊屋一字、外院に造る所、多明、酒屋一字、倉代屋一字、供御、料理屋一字、多明、料理屋一字、麴室一字、已上皆黒木、及草を以て葺構へ、草を以て扉部とす、但麴室、裏へ長薦を以ふ、その酒屋麴室、席を承塵とし、曝布を裏とす、其井二處、ト訖り、御井、造酒兒始て掘、造酒兒井、稻實卜部はじめて掘る、二院營造既に訖り、御稻を稻實屋に收む、但御飯稻、棚を造りて

別に置、御食、八神を内院に祭る、

神服を織る、九月月上旬に、神祇官、神服、社

所在未詳、神名式に、伊勢國多氣郡麻績、神社、服部、伊刀麻

神社、奄藝郡服織、神社あり大神宮式に、和妙衣者服部氏、荒妙衣者麻績氏云々、服部等造、二時神衣機殿祭云々、など見ゆる、をおもへ、機殿に坐す神にや、尙よく考べし、

の神主一人を、參河國

神祇令集解に、釋云、其國有服部等、齋戒潔清、以三河、赤引、神調、絲、御衣、織作、又麻績、連等、麻績而敷和、御衣、織奉、

敷和者宇都波多也、また神宮雜例集に、嘉應二年解云、於神御衣、勤者、掛畏天照坐皇大神、御坐天原之時、以神部等、遠祖天、御梓命爲司、以八千々、姫爲織女、奉織云々、とみえて、參河國の調、絲を以て、織奉る事古例なり、に差遣し、神戶大神宮、神戶にて、即ち、神調、絲を奉る戸なり、を召集め、神服

を織、長二人、織女六人、工手二人を卜定めて、長以下十人を率ゐて、

當國、神服部、輸す所の調、絲十絢を將て、京に歸り、齋場にして、先、織

屋を祭り、然して後始て織、その神服殿、兩國悠紀、主基、各一字、神服男

女、憇屋各一字、祝部、憇屋一字、長廣、隨宜、並以黒木及草構葺、

神御に供する雜器神語曰、由加物、ハ、所司具に須る所の物數を注して、前

赤引ハ地名、倭名抄ニ、參河實飲郡赤孫郷トアル是ナリ



にあらかじめ官に申して、八月上旬に、宮内省の史生を、五國河内、和泉、尾張、備前に差遣して監造せしむ、河内和泉一人、尾張參河一人、備前一人、國に到らば、先祓して後に造作す、河内國造る所、蘭筒二十合、大手洗釜十八口、瓶十

八口、小手洗釜九口、短女坏十六口、湯釜小盤十六口、片盤二十八口、高盤百二十口、鹽坏十六口、粥盤八口、前下大盤五十六口、酒盞八口、蓋二十口、多加須伎八十口、比良須伎八十口、比良和泉國造る所、蘭筒九合、池由加一口、由加十口、鉢一口、燈坏六口、燈盤六口、油甌二口、叩盆六口、尾張國作る

所、甕八口、缶五十口、管坏四十口、甕八口、短女坏三十二口、酒甌八口、匣十六口、片坏四十口、陶白八口、飴甌八口、高盤四十口、坩十二口、都婆波十二口、酒盞十二口、酒垂八口、參河國作る所、等呂須伎四十口、都婆波三十二口、多志良加備前國作る所、三

十口、水盆三十口、都婆波六十口、缶三十口、置盞三十口、酒垂三十口、匣三十口、管甌三十口、短女坏三十口、山坏三十口、片盤三十口、酒盞三十口、小坩三十口、陶白三十口、已豆伎三十口、神御に供すべき由加物、器料へ、神語號雜贊九月上旬、官に申して、

卜部三人を差して、三國紀伊、淡路、阿波に遣はし、先つ大祓して、後に事を行

ふ、その物造了て、卜部齋場に監送し、兩國悠紀、主基に分付す、但阿波國

獻る龜布、木綿ハ、神祇官に付す、

紀伊國獻る所へ、薄鯨四連、生鯨生螺各六籠、都志毛古毛各六籠、螺貝燒鹽十顆並に賀多、潛女十人を

して、程を量て採備へしむ、其幣云々、淡路國作る所へ、盆二十口、比良加一百口、

坩二、其幣云々、造訖らば、當國の凡、直氏一人をして、木綿鬘を著、

賢木を執て引導せしむ、阿波國獻る所へ、龜布一端、木綿六斤、年魚十五

躑鴟、橘子合十五籠、鯨四十五編、鯨鯨十五坩、細螺、棘甲、羸石華等、并二十坩、以上那賀郡、潛女十人造る所、其幣云

云、並忌部及、潛女等をして、程を量て造、備へしむ、紀伊淡路阿波

三國の造る由加物使、京に向ふの日、路次の國、道路を掃て祇承せ

しむ、按にこの三國所造の由加物、前の五國所造の由加物より、殊に重く見ゆる、故あるべし、古語拾遺を考ふる手置帆負、彦狹知二神之孫云々、豐孫命乃美豆

乃御殿造、奉仕也、故其裔在紀伊國名草郡云々、天、日鷲命之孫、造木綿及麻并、織布仍令、天富命、率日鷲命之孫、求肥饒、地、遣阿波國、殖穀麻、種、其裔今在彼國、當大嘗之年、貢木綿麻布及種々物、などによれる事か、但阿波國の由加物の事、まことに拾遺にい

下條云、楯ハ丹波云々、鼓



ハ紀伊國忌部  
氏作之云々  
トアルナミレ  
ハ、加多潛女  
モ、忌部氏ニ  
屬セルニヤ、

いれしが如くなるべけれど、紀伊國の獻物の、それとの事かゝるにや、又淡路國の由加物の凡直氏監送する由なれば、此氏に縁由ある事との思はるれど、いまだ考得ず、是等暫く愚按を志るして、後の識者を待、

黒白酒料米を舂、造酒兒先、手を下し、次に諸女共に舂訖りて、井、神を祭り、次に竈、神を祭る、酒を釀始むる日、酒、神を祭る、

造酒司の酒部一人、灰焼一人、驅使五人を率ゐて、卜食の山に入、先、山、神を祭り、藥灰一斛を焼得る、

### 大嘗宮

大嘗宮を造らば、神祇官、中臣忌部、二官人、祭の前七日に、次によりて立て、悠紀、國司および雜色人等を率ゐ、一列とし、亦中臣忌部相別れて、主基、國司以下を率ゐて、上に準し、皆單行し、各朝堂院の東西の腋門より入、宮地に至りて、分れて左右に列、悠紀の東、主基の西、其地を鎮祭す、二國の造酒兒、各木綿付たる賢木を執り、院、四角、及、門處に

朝堂院、大極殿ノ相構ナ云  
宮地、龍尾道ノ南庭

立訖りて、齋鋏を執、國ごとに四柄、布袋に納、木綿を以て結、殿の四角の柱、埴別に八鋏、掘、

然して後に、諸工一時に手を下す、その宮へ東西二十一丈四尺、南北十五丈、中分して東を悠紀院とし、西を主基院とす、宮垣の西南に一門を開き、内に屏籬を樹、正北また一門を開き、内に屏籬を樹、東一門をひらき、外に屏籬を樹、正北また一門を開き、内に屏籬を樹、南端屏を去こと一丈に、一の小門を開く、柴を用て垣とし、押杵を八重垣にあて末に椎、枝を挿、

儀式に、拵、柴、爲、垣、押、取、八、重、垣、末、挿、拵、椎、枝、者、古語所謂志比乃和惠とあり、式へ押、杵、八、重、垣、末とあり、考合するに、杵と云へ、押にする割木なるべし、

諸門、高九尺、廣八尺、楮を編て屏とす、悠紀院造る所、正殿一字、長四丈、廣一丈六尺、棟南北に當る、北三間を以て室とし、南二間を以て堂とす、南一戸をひらく、葦、蓆を扉とす、堅魚木八枝を置、高搏風をつく、構ふるに黒木



帖枕、並掃部  
寮所設、其制  
在彼寮式、

を以てし、葦に青草を以てす、檜竿を以て天井とし、席を承塵とす、  
壁部に草を以てし、表裏に席をあつ、地に東草を敷、上に竹簀を加  
ふ、その室の簀上に席を加ふ、席上に白端の御帖を敷、帖上に坂枕  
を施す、戸に布の幌をかく、その堂の東南西三面、並に表へ葦の簾、  
裏へ席の障子、但西面二間に、簾を捲、障を見、す、この院の東北  
の角に、膳屋一字を造る、端、東西に當る端二間へ、葦に椎柴を以て  
し、東壁の下に、棚閣を作り、西端三間を、膳を盛、所とす、膳屋の北に、  
白屋一字を造る、葦に椎柴を以てす、西端に戸を開く、二屋の南西  
に、皆籬を樹、別に一院とす、正殿の東南に、御廁一字を造る、長一丈、  
廣八尺、  
其壁正殿に同じ、西面に戸を開く、主基院の殿宇、上と同じ、五日の  
内に造り畢る、中臣忌部御巫等を率ゐて、殿及門を祭る、  
大嘗院の北に、廻立宮、正殿一字を造る、長四丈、廣一丈六尺、棟東西に當る、  
其西三間、席を以て葦とし、東南に

戸を開構るに黒木を以てし、苦を以て葦、席を承塵とす、この殿の木工寮  
作る、供御の雜物  
の、所司例に  
依て供す、

大嘗宮、南北門に建る所の、神楯四枚、各長一丈二尺、上廣三尺九寸、中廣四  
尺七寸、下廣四尺四寸五分、厚二寸、

戟八竿、各長一丈八尺、左右衛門府、九月上旬申、官令、兵庫寮、依、様、造、備、楯、  
丹波、國楯縫氏造る、戟、紀伊、國忌部氏造る、祭畢て、衛門府に收、又朱

雀、應天、會昌、三門建る所の、大楯六枚、戟十二竿、これ亦兵庫寮を  
して、修理せしむ、

大嘗殿に御する時、服御の御服へ、二具、衾三條、敷衾三條、繒枕二枚、

絹、幞頭三枚、望陀布單二張、幌二具、筥三合、預しめ縫殿寮をして、裁

縫、辨備せしむ、又同殿に供する衾八條、單四張、同寮をして、縫備し

む、大嘗殿須ふる所の長帖、十二  
枚短帖、六  
枚簾、十六  
張預しめ掃部寮をし

て、造り備へしむ、

神御に供する雜物、大膳職備ふる所、其品物、式に  
載、今略之の者へ、祭畢りて、山

野の淨處におき、或へ所司に頒給ふ、



錦袍、式異本  
及儀式ニハ綿  
袍トアリ

料理に須ふる所の刀子、一百七十枚預しめ所司をして造備へしむ、木

綿十八斤、手巾料調布三端二丈四尺並に官物を以て、兩國に分付く、

物部、門部、語部ハ、左右衛門府、九月下旬に官に申して、預しめ程を量り、參集せしむ、物部、左右京各二十人、門部、左右京各二人、大和八人、山城三人、伊勢二人、紀伊一人、語部、美濃八人、丹波二人、丹後二人、但馬七人、因幡三人、出雲四人、淡路二人、

齋服ハ、十一月中、寅日に給ふ、神祇官、伯以下、彈琴以上十三人、伯一人、副二人、祜二人、史二人、宮主一人、卜長上二人、巫部一人、琴彈二人、各榛藍摺錦袍一領、白袴一腰、史生以下、

神服以上百三十七人、史生四人、神部二十人、卜部十六人、使部十二人、阿波國忌部五人、神服七十六人、各青摺布衫一領、其御巫カサギ媛女等の服ハ、新嘗の例に依てたまふ、小齋ハ親王以下皆青摺袍、五位以上紅垂紐、自餘ハ皆結紐、内親王及命婦以下、女孺以上も、また青摺袍、紅垂紐、自餘みな結紐、親王以下、女孺以上、皆日蔭鬘、並に卜食

の者に給ふ、卯、日夜帛被布被各五十領、小齋の人等、侍宿所に付よ、門部、語部、檜ハ、工、並に青摺布衫、物部ハ紺布衫、中務省預じめ支料して、官に申し請受よ、神祇官の齋服ハ、縫殿寮をして、縫備へしめよ、自餘の縫物ハ、各本司に付て班給へ、其稻實、卜部二人、禰宜、卜部二人、各當色を給ふ、

大嘗宮の造り方、儀式も同し事なれば、別に擧ず、貞享以後ハ、其制ハ大かた同しけれども、大小廣狹の異あり、便蒙云、修理職、祭日の四五日以前までに、大嘗宮を造り畢る、その造りやう、紫宸殿の南庭に、東西十六間、南北十間の柴垣を造り廻らず、高凡六尺、内方ハ北山柴、外方ハ萩の柴なり、竹を押縁オシヅメとし、繩にて横に五所結、四方の角に、皮付の松の添柱あり、柴にて太く包む、上方ハ開き、本ハ細くす、椎枝をさしめぐらす、所謂椎の和惠四方に、櫛の鳥



居を立、南北ハ垣の中央にあり、東西ハ中央より少、南へよす、高、南西東へ、一の笠木の下九尺、北ハ二の笠木の下九尺、廣各八尺、また東西の鳥居の外一間に、南北二間の袖垣を立、造り様四方の垣に同じ、四方の鳥居、各開戸あり、柴にて作り、竹椽をあつ、貫木ハ松の皮付、垣の内、中央に鳥居あり、廣、高、東西南の鳥居に同じ、但開戸無し、この鳥居の南北、各二間半の柴垣あり、又この鳥居のある垣の南北の端に、各一間ほどつゝの柴垣を、東西の行に立、東鳥居より一間去りて、悠紀殿を立、青草を地に鋪、其上に竹簀をかき、其上に近江表を鋪、昔用られしハ、葛野席、小町席、伊勢斑席等なり、南北五間、東西三間、五間の内、北方三間を内陣とし、南、二間を外陣とす、内陣の界、東西より四尺五寸づゝの張出あり、中一間半、庭に貫を當たる開戸、四枚、二枚づゝ、てふつが柱ハいづれも松の皮付、南

北ハ一間半つゝ間をおきて、中間二間、西方東方ハ、内陣ハ一間つゝの間、北の端と、外陣の界との柱の外に、間柱二本あり、外陣ハ一間半と、中との二間にて、北端より中一本也、また東西張出の留りに、一本つゝ柱あり、四方竹椽をめぐらす、椽の廣、南ハ一間餘、三方ハ三尺、南椽西端より、東端の中に、一間半の階を造る、作りやう、皮付の松の割木のうへに、板をうちつけて、三段なり、また西椽、南の端より、一間半去て階を造る、作り様上に同じ、四方壁なし、近江表を壁代とし、皮付松にて貫を當、南面、中央より西方一間半を入口とす、開戸あり、近江表、皮付の松の貫、上のごとし、此戸、内に葦簾をかく、白紙をへりとし、麻、房二筋を下ぐ、鍍金の鈎あり、簾内白布の幌を垂、布、房二筋を下ぐ、房ハ花鬘結八段なり、中央の柱より東一間半ハ、近江表を壁とし、簾をかく、西



一間半を入口とす、開戸その他上に同じ、但この開戸は二枚にて蝶つがひなし、簾幌上に同じ、内外陣、合せて三間半が間、北面へ近江表をあてたるのみにて、簾をかけず、東面へ内陣、間三間、南の端なる間へ、北面に同じく、残一間半へ葦簾をかけたり、南面の鴨居より上、棟の下までへ、近江表に貫をあてたる計りなり、北面も同じ、天井へ近江表なり、屋根南北七間、南へ椽と端を等くす、柴垣より椽端まで一間半、東西へ勾配に下り萱葺、棟へ松の皮付、南北の端に片そぎあり、外方をそぐ、堅魚木三處に擧、南北に搏風あり、千木棟より西に四、東に四、頭を出す、東西各八、その八の内、上なるへ白木、次へ黒木、また其次へ白木にて、黑白相交へたり、主基殿も同じ、但堅魚木のそぎ方、外方をそがず、下方をそぐ、さて紫宸殿の東庭、内侍所の西少北によりて、廻立殿を立、南北三間、東西五

間、西三間を一間とし、中二間四方に疊を敷、東二間へ竹簀なり、東西の間の界に開戸あり、一間二枚造、柱へ一間毎に立、四方に十六本あり、南面西より第四の柱と、第五の柱との間、一間に箱段を付る、北おもて西より第二の柱と、第三の柱との間、一間にへ、御茶湯所との界にて、第三の柱と第四の柱との間に箱段あり、西おもて南第二柱、南より第三柱の少北まで一丈の間に、紫宸殿よりの橋廊下を取つくる、壁なし、悠紀殿の如、近江表を壁代とす、南面第二の柱、第三柱との間、開戸あり、又第四の柱と第五の柱との間も、開戸あり、東面三間の中の間、北面西より第三柱と、第四柱の間、西面三間の中の間、三所開戸あり、屋根へ苦葺也、天井へ、近江表、偕十八間廊下の中央、廻立殿の西より、第二柱より、第四柱までの間にあたり、廊下を取放、南北三間半、東西二



間に板を敷、上に疊をしき、苫葺の屋根をかけ、其内、南方二間四方へ、御茶湯所とし、近江表にて圍ふ、外方へ板圍なり、北方二間へ、御所への通路あり、西北の角に、御廊下へ上る筥段あり、紫宸殿の東椽、東南の少、北より、廻立殿の西面中央より少、南によりたる處までへ、筋違に橋廊下をかく、長七間半、廣一丈、南北、兩方へ、近江表にて圍ひ、苫葺なり、また廻立殿の東方、一間餘東によせ、北十八間廊下まで、南へ大嘗宮北の柴垣までに、板圍を立、その南端に、東方より入口あり、其處より、柴垣の東北の角までに、板圍を廻らす、又紫宸殿の西、第二柱の通に當りて、北へ紫宸殿の椽のもと、南へ大嘗宮の北の柴垣まで、また板圍を立、又月華門の南廊を、近江表にて圍廻し、悠紀の膳屋とす、その膳屋の東南の角に、長、南北二間、廣、東西一尺五寸の棚を作る、供神の物を

置く所なり、棚ある通りへ、外、方庭圍の上に、椎葉をあて、割竹にてふちを當、また月華門と、宜陽殿との間の廊を、同じく近江表にて圍ひ、主基の膳屋とす、此膳屋にへ棚なし、二膳屋、各西南の角に開戸あり、又日華門の北廊に、御行水の湯をわかす釜をおく、釜座、三尺四方の御柱に、近江表を當て、圍ひめぐらし、三尺の腰板を付る、但此處へ、主殿寮作る、惣て大嘗會に就て、新に作る、處、昔へおびたゞしき事にて、書つらぬべきにもあらず、今作る、所、大略かくの如し、といへり、今この便蒙の文を擧るに、その繁をいとひ、おほく省きつゝめて引り、式と合せ考へて、古今の沿革を見るべし、

朔日儀

十一月中、寅日

朔日、卯在、朔日、用上寅

以前、内外庶事、整齊し訖らば、



注に、鎮御魂一同尋常と見ゆ、大嘗につきて、この祭ありし事と思へる、儀式に、此事見えず、

卯日、平明、神祇官幣帛を諸神に班つ、注謂新年奠幣案上者中臣、官人、卜部を

率ゐて、宮内省に於て、諸司小齋人を卜ふ、卜にあたる人人、各私舎に還り、沐浴し、齋服を着、赴集る、別に中臣、忌部、官人各一人を差し、縫殿大藏等の官人を率ゐて、衾單を悠紀殿に置奉り、内藏、官人を率ゐて、御服并絹、幞頭を、廻立殿におき奉る、主殿寮三度御湯を供奉す、一度は大齋湯、常宮にて召す、二度は小齋湯、並に廻立殿に於て供す、

諸衛、仗を立、諸司、威儀物を陳ぬること、元日、儀の如し、石上榎井二氏各二人、朝服して、内物部四十人を率ゐて、大嘗宮の南北門に、神楯戟を立、門別楯二枚、戟四竿、木工寮かねて、格木を二門の左右に設く、分れて左右の楯下の胡床に就、門別二十人、左右十人、伴佐伯各一人、分れて南門左右、外の掖胡床につきて、

時を待て開門す、左右、近衛、中將以下、各隊仗を引、分れて大嘗宮を衛り、左右、兵衛、督以下、各部隊を引て、分れて其方を衛る、左右衛門、督以下、各其隊を引、分れて其方及門を衛る、門部諸門の出入を糾察す、此處に隊仗、部隊とある、皆近衛兵衛衛門、部下の仗を取る者なり、別あるにあらず、其方といふ、左右の方也、隼人司、隼人を率ゐて、左右に分れて、朝集堂前に立、開門を待て、聲を發す、中務、輔丞、大舍人寮、及、舍人を率ゐ、宮内省、主殿寮、掃部寮、殿部、掃部等、並に公服して、威儀の者を執、左右に分れて陣す、式部、皇太子以下の版位を、大嘗宮の南門の外庭に設く、

巳時、主殿寮大齋御湯を供奉す、  
是等の儀、儀式、大概同し、北山抄、江次第等、略きて記さず、貞享以後の儀、萬省かれたれば、これといふ異なり、具釋、貞享の式を載す、それに、卯日、平明、中臣、大嘗宮殿及門を祭、是大殿祭、御門祭なり、後世この二



祭絶たる故に、大嘗祭の日、兵庫寮、神楯戟を、大嘗宮、南門東西に立、各一  
に、殊更に祭りたまふなり、兵庫寮、神楯戟を、大嘗宮、南門東西に立、各一  
枚、石上榎井兩氏立る例なるを、兩氏絶た  
る故、一竿に今の兵庫寮、官人立るなり、伴佐伯各一人、南門左右外腋の  
胡床に着、伴佐伯、諸門の開閉を掌る氏なり、今其氏人無故に代を用ひらるゝなり、式部、大忌の版位を、南  
門、外庭に設く、次、大臣打拂筥を取、參上、此二條、古にこの他、式に見えぬ事なり、

見えたる事、皆廢して未だ再興に及べれず、  
同刻、悠紀主基兩國の供物、齋場より發て、大嘗宮に向ふ、悠紀へ左  
にあり、主基へ右にあり、その行列、神部四人左右に前駈、青摺衣、神部四人左右に前駈、執賢木  
祇官一人中頭にあり、當色、著木綿鬘神服長二人、分れて左右に在、青摺衣、祇官一人中頭にあり、木綿鬘、執賢木  
神服、宿禰一人中頭に在り、當色、木綿神服男七十二人、分れて左右  
に在、青摺衣、日蔭鬘、男女各酒神服女五十人、分れて左右にあり、日蔭鬘、神服女五十人、分れて左右にあり、柏を執、弓、弦葉を以て白  
竿を挿、四重、一重ごとくに四枚、重ごとくに四枚、次に悠紀、國前駈、四人分れて左右に在、青摺衣、日蔭鬘、素稻實、卜  
部一人、中頭にあり、當色、木綿、日蔭鬘、青竹を執、次に造酒兒、細布、明衣、日蔭鬘、素次に

御稻輿、稻の布袋に納、擔夫二人、稻實公、青摺衣、木綿、擔夫、日蔭鬘、次に御酒案一脚、擔夫、四人、次に黒酒二醜、夫各、八人、次に白酒二醜、夫各、八人、次に切机四脚、輿に載せ、蘿葛を飾る、次に由加物八輿、輿別、夫四人、納に明櫃を以てし、大案に置、次に火燧一荷、管二合、次に薪十  
刀子を加納る折櫃二合、裏むに曝布を以てし、一荷とす、荷毎に夫二人、次に火燧一荷、管二合、次に薪十  
吳竹を足とす、覆ふに、納に布袋を以てし、布帯を以てし、口を覆ふに、次に白一腰、納るに布袋を以てし、裏に細席を以てす、夫二人、次に白一腰、納るに布袋を以てし、裏に細席を以てす、夫二人、次に白一腰、納るに布袋を以てし、裏に細席を以てす、夫二人、次に白一腰、納るに布袋を以てし、裏に細席を以てす、夫二人、  
次に杵四枝、納に布袋を以し、次に箕二枚、裏に曝布を以てし、次に薪十  
荷、兩端裏に細席を以す、夫十人、次に火臺四荷、塗に白土を以てし、覆ふに、次に土火爐  
四荷、構るに椿木を以てし、塗よ白土を以てし、次に櫛葉二荷、裏に細席を以てし、次に  
食薦并置簀一荷、裏に曝布を以てし、明櫃に納、大案に置、夫二人、次に韓竈一具、納るに明櫃を以てし、大案に置、  
油單を覆ふ、次に水六醜、次に水六醜、口を覆ふに白木盤を以てし、載るに黒木輿を以てし、飾る  
次に禰宜卜部、中頭に在り、並當色、日蔭鬘、その國司、親族相助くる者、綠襖、青摺衫、各献物を監す、襖衫并擔夫、衣の國より給、酒盞案一脚、夫、四



人 黒酒十缶、夫二 白酒十缶、夫二 飾酒十缶、應別夫 次に倉代物四十

輿、輿別夫八人、黒酒以下、黒木、輿、飾るに美草を以す、次に雜魚鮓一百缶、夫二百人、檜を臺とす、曝布を以て口を覆ふ、次肴

菓十輿、輿別夫 次に飯一百櫃、夫二 次に酒一百缶、夫二 次に雜魚并

菜一百缶、夫二百人、已上、擔夫、皆青摺衣、○以上并多明物、其主基國の次第亦是の如し、

阿波國忌部織る所の龜妙服、神語所謂、阿良多倍、預じめ神祇官に於て設備

へ、細籠に納、案上に置、四角に賢木を立、木綿を着、忌部一人、木綿着

たる賢木を執て前行し、四人案を昇、並に木綿鬘を着、未、時以前、朱

雀門に到る、神服部前にあり、阿波國忌部、龜妙案を引、神祇官より

出、繪服案後に就く、立定りて、内辨畢るを待、

衛門府、南、三門を開く、元日の儀の如し、神祇官一人、神服の男女等

を引、大嘗宮の膳殿に到り、酒柏を置、出て神祇官左右に分れて、兩

國の供物を引て參入す、神御物を除の外、朝集院の庭中に留、各分て東西の堂に安置す、大嘗宮の南門

繪服上ニ見え  
タル神服ナリ

に到り、悠紀へ左より廻り、主基へ右より廻りて、ともに北門に到る、神祇官、神服、宿禰を引入て、繪服案を悠紀殿の神座の上に奠る、次に忌部官一人入て、龜服案を同座上に奠る、訖て、共に引出、兩國の獻物、各盛殿に收め訖りて、衛門府門を閉、神祇官、北門内の左掖に侍る、

造酒兒、先、御飯稻を舂く、次に酒波等、共に手を易す、舂畢りて、伴造火を燧、兼て御飯を炊く、安曇、宿禰火を吹、内膳司、諸氏、伴、造を率て、各その職に供へまつり、御膳を料理す、宮内省、官人、大膳職、造酒司を率ゐて、各其所に陣し、神物を備へ供す、高橋、朝臣一人、安曇、宿禰一人、各多賀須伎を撃ぐ、其膳部、酒部、亦次に依て立、並に大嘗宮に入、共に殿に升り、案頭に就く、立定まりて、前頭より案上に奠る、自餘ハ次を以て傳へ奠る、訖て相顧て退出す、



酉時、主殿寮、悠紀主基の二院に燈燎を設く、院別に二燈二燎、伴佐伯各一人、門部八人つゞを率ゐて南門外に於て、通夜庭燎を供す、  
悠紀主基二國、油薪等を奉る。

戌時、天蹕始めて警、廻立殿に臨む、主殿寮御湯を供す、祭服を御して、大嘗宮に入御、その道へ、大藏省預しめ二幅布單を鋪、掃部寮葉薦を設く、御歩に隨て、その葉薦を布單の上に敷く、前に敷、後に宮内輔以上二人之を敷、掃部允以上二人これを卷人敢て蹋ず、還御の時、亦此の如し、宮中の道、並に庭へ、八幅の布單八條を敷、大臣若くは大中納言一人、中

臣、忌部、御巫、媛女を率ゐ、左右に分れ前行、中臣忌部、門外路の左右に列す、宸儀出御の時、主殿、官人二人、燭を執て迎奉る、車持、朝臣一人、菅蓋を執り、子部、宿禰一人、笠取、直一人、並に蓋、綱を執、膝行して各その職に供まつる、宸儀、悠紀、嘗殿に御して、小齋、群官、各其座に就、大齋、群官、廻立殿の院、及大嘗宮の中に入らず、伴

リ、橋、即奈良ナ

佐伯各二人、大嘗宮の南門を開き、衛門府、朝堂院の南門を開く、宮内、官人、吉野、國栖十二人、並ニ青摺、櫛、笛工十二人、布衫、を率て、朝堂院、東、掖門より入、位に就き、古風を奏す、悠紀、國司、歌人を引、同門より入、位に就き、國風を奏す、伴、宿禰一人、佐伯、宿禰一人、各語部十五人、著青摺衫、を引、東西の掖門より入、位に統て古詞を奏す、皇太子、東南の掖門より入、諸親王、西門より入、大臣以下五位以上、南門より入、並に幄下の座に就、六位以下へ、暉章修式二堂の後に、次に依て列立す、群官入、はじめて隼人聲を發す、立定りて止め、楯前に進みて拍手歌舞す、五位以上共に起、中庭の版位に就て跪き、拍手こと四度、度別に八遍、神語所謂八開手是也、皇太子拍手而退、次五位以上拍手、六位以下相承て拍手、但小齋人、不入此例、訖て退出す、

唯五位以上、退て幄下の位に就、坐定りて、安倍氏、五位二人、六位六



人、左右に分れて版位に就き、侍宿文武官分番以上の簿を奏す、典主  
 以上の姓名分番の唯其數を奏す、凡事を御在所に奏する者皆跪て奏す、雨濕に立て奏す、亥一  
 四剋 行立次第の、最前に内膳司膳部伴造一人、火炬撲 次に采女  
盆を執 司采女朝臣二人、左右に前 次に宮主卜部一人、木綿鬘襷を着 次に  
驅あり 主水司水取連一人、蝦蟇盥 水部一人、多志良加 次に采女十人、一人  
槽を執 管を執、一人の巾、管を執、一人の神食、薦を執、一人の枚手、管を執、  
 一人の飯管を執、一人の鮮物、管を執、一人の干物、管を執、一人の著管を執、一人の菓子  
 管を執、海藻汁 次に内膳司高橋朝臣一人、饅汁漬 安曇宿禰一人、漬を執 膳部  
 五人、一人の鮫羹環を執、一人の海藻羹環を執、二人の 酒部四人、二人の酒案を  
羹鍋案を執る、但一人の棚を守り、行列に預らず、 皆次によりて立つ、薦享畢て撤する時も、亦是の如し、  
 儀式、大概差ふ事なし、江次第云、戌刻御鸞輿建禮門より出、昭訓  
 門を入、東廊壇上に於て、改て腰輿に駕したまひ、廻立殿北、并西  
 幔外を經、西方より廻立殿に入御云々、主殿官人二人燭を秉、廻

式ニ采女十人  
トアル、コノ  
トナリ、然  
シテ十男ハ、  
膳部六人、酒  
部四人ナリ云フ

立殿に御す、主上徒跣履を著たまひ、 其道、大藏省二幅の布單を敷、  
ず、供奉の人々も亦同し、 宮中地面ハ、八幅布單を敷云々、内侍二人、劔璽、管、候す、寛和承曆、  
候 又曰、亥、一剋、采女時を申す、削木を取、殿南 皇上御手水を召、頭、  
人奉 中戸より入、神座の西北を經て、神座より以東の御座に著、以下式と異なる事なし、略之 次に  
 御、同刻御膳を供す、先、伴造一人、火炬を執行、  
 十姫十男、次を以て參入し、中戸、南に列り居る、次に八姫の中二  
 人、海老鱗櫓を昇、御前の短帖に置く、一姫留り候す、一姫歸り、楊  
 枝管を取、留姫に授く、姫取て櫓の南邊に置、次に巾、管を取、授く、  
 次に水部持る所の多之良加を取、注、水瓶 姫に授け、戶外に退、  
 候す、御手水供了る、三沃 戶外に候する姫、御盥畢るを伺ひ、參入  
 し、多之良加を取、却て水部に返し給ふ、留姫巾を取、天皇に獻る、  
 天皇御手を拭、訖る、姫又歸參、次第に巾等の匣を取、刷ひ退出し、



又進みて、留姫と、もに櫓を昇退出し、主水、連に返、授く、先に所捧の匣等を取、候を、主水、連水部等退下、八姫并、高橋氏等、神食、薦を捧げ、更に北行して、南に向て列候、戶外にあり、最姫謂陪膳神食薦を短帖の右、上に捧ぐ、次姫謂後取御食薦を最姫に傳ふ、最姫取て、同、疊の上に鋪、姫等御食を以て、手御食薦の上に傳置先八葉盤を御食薦の上の外方に置、次に御飯、御前に逼て之を供す、次に御肴、鮮干合種、御飯の左に置、次に御菓子、御肴の右にあり、御飯以下、並、窪手に盛、小高坏におく、又御羹等高坏に居て、同薦の上に立、高橋氏等列座、十姫手に受傳へ供す、又御羹二種、後取南戸に列し、傳、取て最姫に授く、最姫羹坏の上に置、姫等更に北向に列候し、最姫獨、御前に留る、最姫先、窪手の蓋を開く、次に御箸を以て、御飯并、御肴菓子等の上に置く、姫先、葉盤を取、天皇に奉る、天皇御箸を取、御飯盛を姫に給ふ、如此する事、惣て十度、他物之に同じ、便その箸を加る所の盛御を以て、姫給りて御食薦

の上に置、姫又葉盤を天皇に奉る、天皇八種肴を一枚に合盛、姫に授之を給、汁物を盛加へ供す、次に菓子十二、葉盤列置く如此、置膳之體、如五出、東より起る、最姫、後取の采女に目し、清酒を供せしむ、次に姫南戸より瓶子を傳來、候す、最姫本柏を取、酒を盛り、天皇に奉る、内裏式云、奉柏於天皇奉酒盛之、天皇受、即瀝神食上云々とみゆ、天皇受て神食、上に灑ぐ、其柏を以て、便、如斯四度、度別に瓶を易て供す、此間采女祝曰、先可、狡給之物乎、後二狡美給へ、及、諸、有咎、止毛、神直比大直比爾、受給へ、最姫先、立、所の御箸を取、本の筥に收め、更に御箸を御飯、上加ふ、天皇頗低頭、手拍、稱唯して之を執、飯を羞むる事、常の如し、最姫、次姫に目して、御酒を供る事、八度、坏を以て高坏に居、度別、拍手稱唯御飯畢りて、姫等傳へて膳を撤す、最後の供物より始む、儀訖りて、最姫神食薦を卷裏み退出、次に二姫參入して、御手水を供ふること、初の如し、天皇洗



畢り、十男十姫相引、退出、天皇廻立殿に還御、子、一剋、主基の御膳を料理す、丑、一刻、又御浴、御服を易、主基殿に御す、其儀同、天皇廻立殿に還り給ふ後、采女南戸、下に進み、申云、阿佐女モヒト主水ミヅ夕曉ユフアカキ乃御膳、平ツラ爾ニ供奉、都登申、敕曰、好ヨシ之、采女等稱唯して、かへり却シく、子、時、神祇官、内膳、膳部等を引、主基、膳殿に遷り、神饌を料理す、宸儀廻立殿に遷る、御湯を供奉し、訖て御服を易、主基、嘗殿に御す、其儀一モトら悠紀の如し、又國栖等古風を奏し、皇太子以下の拍手、並ニ同し、寅、一剋、主基、御膳を薦む、進退前の如し、辰、日、卯、一點、廻立殿に還御、御服を易て、宮に還る、警蹕侍衛、常儀の如し、祭事畢りて、百官各退出す、伴佐伯、氏人、門を閉、二點に神祇官の中臣、忌部御巫等を引て、大嘗宮殿を鎮祭る、訖て、兩國の民をして、その殿垣を壞却せしむ、その御服袷單、狹帖短帖席、並に廻立殿、および御湯に供奉する屬

ハ、忌部等に給ふ、一物以上用る所の雜物、火を経たるの物ハ、宮主ト部に給、自餘、一物已上、及雜舍等ハ、悉く中臣に給ふ、已上、卯、日の儀、大略かくの如し、貞享御再興以後の儀も、之に倣へれハ、大概同じくして、大に省略せり、或ハ中臣のみありて、忌部なく、隼人、發聲、國栖、古風、すべてなし、但打拂宮を、大臣取たまふ事、關白便處に候したまふ等の、古にハ見えざる儀もあれハ、具釋便蒙をも見合せて、今の御式をハ知べきなり、

豐樂院、辰、日之儀

辰、日、卯、四點、神祇官、仁壽殿を祭る、悠紀主基兩國の倉代物、豐樂院の庭中に列ね立、是より前、所司預じめ豐樂院を掃除す、悠紀主基二國の帳を、豐樂殿の殿上に設く、悠紀ハ東、主基ハ西、式部版位を置、辰、二點車駕、豐樂院に臨み、悠紀、帳に御す、諸衛陣列常の如し、皇太子東北



腋門より入、親王以下位に就を待て乃入、五位以上、南門より入、各版位に就、六位以下相續ぎて參入す、

江次第云、兩國司裝束宴會儀

悠紀帳立東第三間、主基立西第三間、廂當御座、巽設小忌在、其上頭顯陽承光、兩堂第一間、前移立兩國、標觀德明義兩堂、前運置倉代等、物式部預置版位、諸司供張如元會、按に式にい見えざれども、江次第にい、解齋の御粥を、今朝主水司供奉する儀あり、貞觀儀式い、午日、朝解齋なり、然る時い、卯辰巳三日の致齋なり、江次第の趣、丑日より卯日まで、三日なり、いづれの儀か、然るべからん、能考ふべし、○具釋云、辰巳兩日ノ儀、昔ハ豐樂院ニテ行ハル、是天皇宴會ノ所ナレバナリ、今ハ豐樂院ナケレバ、紫宸殿ニテ行ハル、故殿内殿庭ノ裝束、君臣ノ座、共ニ昔ト同シカラズ云々、昔ハ悠紀主基、二帳アリシガ、今ハ帳一ニテ、悠紀御屏風ヲ立廻シテ、悠紀帳トシ、主基御屏風ヲ立廻シテ、主基帳トス、

立定りて、神祇官、中臣、賢木サカキを笏サカキに取、副て、南門より入、版位に就、跪

きて、天神壽詞を奏す、忌部入て神璽、鏡劍を奏す、訖て退出、雨濕にハ立奏

辨官五位一人版位に就、兩國獻る所の供御、及多明物オホアキモノの色目を

奏す、訖て退出、皇太子先、拍手退出、五位以上共に拍手、六位以下相

承て拍手、次を以て退出、宮内省、大膳造酒司を引、備る所の多賀須

天神壽詞評釋  
如關話話後編  
卷四ニ載タリ  
參看スベシ

伎、比良須伎等の物を、庭に進見す、就て持去、是時大臣殿上に侍し、

五位以上を喚、ともに入、顯陽承觀二堂の座に就、六位以下、次を以

て參入し、觀德明義二堂に就、訖りて、悠紀國別貢物參入、是時大臣云云ハ、江次第

に、内辨と稱する即是なり、江次第この次に酒部立撤御膳、オホヒ内膳供御膳云々、酢鹽、酒醬、餛飩、索餅、餲餅、桂心、共居等の事あり、式にい見えざれども、必あるべき事なり、式文の略なるべし、

已、一點、悠紀國御膳を薦む、五位以上に饗を給ふ、小齋、悠紀國給し、大齋、大膳職給す、

兩國の多明物、辨官をして、諸司に班給アハシひしむ、悠紀國當時の鮮味

を獻す、同國司歌人を引、入て國風を奏す、訖て朝膳を撤す、

貞觀儀式云、辰、二刻、車駕幸於豐樂院、須臾留清暑堂、乃御悠紀帳

云々、親王以下共起、次辨大夫入、自同門、就版跪奏、兩國所獻多

米都物、色目、其詞云、悠紀爾供奉留某國、宰姓名等、加進禮留雜物

合、若干荷、就中、黒木、御酒若干缶、白木、御酒若干缶、飾壺若干口、



大嘗祭儀通覽

倉代若干輿、缶物若干缶、多米都物、雜菓子若干輿、飯若干櫃、酒若干缶、物若干缶、主基爾供奉留某國、宰姓名等加進禮留、雜物合若干荷、就中獻物云々、多米都物云々、進禮留事乎、申賜波久止奏云々、悠紀獻、當時鮮味、于時鉦人持鉦一懸、入自儀鸞門、置悠紀帳、執槌、人參入、就鉦下、北首伏地着當色麻鞋、須臾即起、擊鉦二度度別二度、訖、伏地、國司率風俗歌人等、且歌參入國司立前、次音聲、人、次歌女、次男、立庭中、歌人先入、幄、次國司就幄、坐、伏地者更起、擊鉦如初儀、入幄、奏風俗歌、儻儻以八人、威列之、次奏所司樂、訖退出、次獻御挿頭盛花足、机、居高机、以紗爲覆、五位六人昇之、和琴二面各長六尺、納袋盛花足、机、居高机、以紗覆之、人給和琴二面、袞若干條六幅四幅相雜、襖子若干領袞襖子納韓櫃、居机、加綠覆、訖、皇帝御清署堂云々、江次第なども、大かた此おもむきなれば、今引出ず、貞享以後の御儀も、是らを斟酌して、省略したまへりと見ゆ、そへ具釋に委し、披き見るべし、

未、二點、主基の帳に遷御す、皇太子以下、亦主基の座に就、別貢物參入して、當時鮮味を獻し、御膳を薦め、國風を奏する等、並に同し、事訖て、悠紀、國祿を給ふ、

巳午兩日之儀

巳、日、辰、二點に、悠紀、帳に御し、三點に御膳を薦む、次に和舞ヤトマヒを奏す、五位以上を召て饗を給ふ、及六位以下參入して、風俗樂等を奏す、並に辰、日に同し、未、二點、主基、帳に御し、御膳を供る後、田舞タマヒを奏す、庶事前儀に同し、事訖て、主基、國祿を給ふ、

儀式云、巳、日云々、悠紀、人入、自儀鸞門、就中庭、左幄、奏和舞十人共舞、訖、退出、次雅樂寮率樂人、亦入、就同幄、奏樂、未、刻、御主基、帳、其儀同上云々、次主基、人等、入、就中庭、右幄、奏田舞十人共舞、訖、退出、次雅樂寮奏樂退出、酉、刻、賜祿云々、



午、日、卯、一點、兩國帳を却けて、所司尋常の御帳を裝束す、辰、二點、に、此帳に御し、五位以上を召、六位以下も參入す、四點、兩國司及氏人等を位に叙す、叙位、人數、依敕、處分巳、二點、所司御膳を薦む、其器并雜具の便、前日兩國供る所の御膳の具久米舞、吉志舞を奏す、

儀式云、午、日、卯、刻、撤、悠紀主基兩國帳、所司裝飾高御座、構舞臺於殿前、設樂人幄於舞臺、東南角、中務省、舞臺、北四丈、置宣命版、南去一許丈、置尋常版、掃部寮、立位記、案於版、東西云々、時刻、皇帝出自清署堂、遷御豐樂殿、高御座、內侍置位記、篋於大臣之座前云々、次、內記以宣命、文、進、大臣、大臣執奏之、訖、大臣喚堪、宣命、參議以上一人、授宣命、文、受、即復本座、次、式部兵部、兩省、率可叙位者、分入自儀鸞門、東西立於中庭、皇太子立座、東西面、次、親王以下共降、立云々、宣命、大夫下、殿、進、就版、宣制、其詞云、天皇我大命良万、敕大命

乎、諸聞食止宣、皇太子先稱唯、次、親王以下共稱唯云々、更宣云、悠紀主基爾奉仕留、兩國乃國司等、日夜無怠事、久、務給利、勤之久、奉仕爾、依天治賜布、又奉仕人等、中爾、其奉仕留狀、乃隨爾、治賜人毛在、又御心乃愛感、爾治賜人毛、ヒトリノマリアリ、アツカレ、コト、モテ一、一、在、故是以冠位上賜治賜波、久止詔、天皇我大命乎、衆聞食止宣、皇太子先稱唯、次、親王以下稱唯、訖、皇太子先、再拜、次、親王以下、小齋、先、拜宣命、大夫復本座、親王以下、亦復本座、式部就案、依唱、叙之、兵部亦如之云々、所司益供御膳、親王以下、諸仗共起、次、主膳監、益供、東宮饌、大膳職益送群臣饌、一觴之後、吉野國栖、於儀鸞門外、奏歌笛、並獻御贄、訖、伴佐伯兩氏、率舞人入、自儀鸞門、左、伴氏、右、佐伯氏、五位以上、相別、而列就中庭、床子、奏久米舞、二十人、二列、而舞、訖、退出、次、安倍氏、人、五位以上、相別、而列奏吉志舞、出入、門、并、人數、行列、同、久米舞訖、退出云云、



申、一點、大歌を奏し、また五節舞を奏す、三點、解齋舞を供奉<sup>ツカフ</sup>る、先、神服、女舞、數限四人次に神祇官中臣忌部、および小齋侍從以下、番上以上、左右に分れて入、造酒司、人別<sup>ヒトビ</sup>に柏を給ひ、即酒を受けて飲、飲訖て、其柏を鬘<sup>カウラ</sup>にして舞、酉、二點に、皇太子以下、五位以上に祿を給ふ、又諸司、六位官以下、及兩國の駈使丁以上に、祿を給ふ、神祇伯大副及齋部少領以上、馬一疋給ふ、を加其兩國の主典以下、諸郡司、主帳以上把笏者、別敕に叙位する者へ、臨時の處分に依れ、是日、小齋侍從以下、宮内省に於て、解齋歌舞する事、常の如し、大膳、大炊、造酒、及兩國司に酒食を給ふ、訖て齋服を脱ぎ、常に復る、齋場、雜舍へ、事畢りて壞却す、

儀式云、次、悠紀主基、兩國司、率歌人、歌女、人同門、東西戸、就左右、幄、奏風俗、樂、歌舞一曲退出、次、奏大歌、並五節舞云々、次、治部雅樂、率工人、奏立歌、訖、退出、次、掃部寮立祿、床、於舞臺、南、次、神服、女四人、

於舞臺、北、供解齋、和舞、次、神祇官、中臣忌部、及小齋侍從以下、番上以上、左右分入、造酒司、人別、賜柏、即受酒而飲、訖、以柏爲鬘、而和舞、

先神祇官、次侍從、次大舍人、次左近衛、次右近衛、次左兵衛、次右兵衛、訖、辨大夫、就版、奏祿、數、其詞云、絹若

千匹、綿若干屯、進、止、申、訖、給、大膳、大炊、造酒、及兩國司、酒食、訖、解齋、服着、常服、於是外記錄、皇太子見參、式部省進、親王五位以上、見參、文云々、内記亦進、宣命、文、大臣執奏之、又定堪、宣命、參議以上一人、奏之、畢、大臣喚、宣命、大夫、付、宣命、文、受之、復座、次、以見參文、付、參議一人、受之、就、賜祿座、皇太子先起座、在坐、後、次、群臣下、而列立、如常、訖、宣命、大夫、下殿、就版、宣制、云、天皇我詔旨、良末宣、不大命乎、衆聞、食閉止、宣、皇太子以下稱唯再拜、更宣、云、今日波大嘗、乃直會、乃豐樂、聞、食日爾在、故是以黑岐白岐乃御酒、赤丹乃穗爾、食、惠良罷止、毛、氏奈爲、常毛賜御物、賜久止、宣、以次稱唯、俱拜舞云々、晚頭、掃部寮設、



解齋、公卿以下、坐於宮内省廳事、云々、豐樂殿宴畢、未賜祿之前、  
小齋、公卿一人、率史及中務宮内供奉所司等、向宮内省、神祇官先  
就坐、次公卿以下依次就坐、訖、神祇官奏解齋歌一成、次雅樂寮  
奏同歌、宮内丞二人先和舞、次神祇祐一人、次侍從二人、次内舍  
人二人、次大舍人二人云々、未日、賜神祇官并諸司六位以下、官  
人以下、及兩齋國郡司役夫以上祿、云々、午刻、敕使參議一人就床  
子云々、可賜祿者、群立祿床子、南頭訖、敕使云々、進就版宣制、其詞  
云、天皇我大命良萬、止、敕大命乎、衆聞食、止、宣布、可賜祿者、共稱唯再  
拜、又宣云、神祇官人等乎始氏、大嘗會爾參來、氏仕奉留、悠紀主基  
兩國司郡司百姓及司々人、止、毛番上以上爾、御物賜布、又卜食留  
二郡司爾波、特御物加賜波久、止、宣、可賜祿者、共稱唯拜舞云々、晦日、  
於朱雀門大祓、如二季儀、十二月上旬、差禰宜卜部、遣兩齋國祭御

膳、八神、訖、召集物部人等、解齋解除、

これにて粗その儀を見るべし、北山抄、江次第等に見えたる所、  
小異あり、また時に隨ひて、沿革無きにあらざれば、引出ていふ  
べき事もあれども、と此書へ、大嘗祭の儀式を、通覽し易からん  
事を、旨と志るしつれば、沿革の大なる者のみへ、聊記せれど、小  
なるものへ、皆もらしつ、そもく、大嘗の儀式廣大にして、悉く  
舉記さんへ、數多の卷を累ねざれば、盡しがたし、こゝに記せ  
るへ、まことに其概略なり、

緒方益井  
郵岡良臣  
校字

大嘗祭儀通覽終



大分県立総合資料館  
常備展  
通達  
資料

○伊能先生小傳

香取少宮司兼權少教正伊能穎則翁<sup>ヒノ</sup>ハ、下總佐原の里なる、油屋といふ商人の枝家のあるじなりしかど、はやくより讀書詠歌を好まれしかば、歌よみの聞えたかき、飯岡<sup>イノカ</sup>の里なる、神山<sup>カミヤマ</sup>、魚貫翁<sup>イサノサネ</sup>につきて、詠歌を學べれ、又江戸に出てハ、學匠の名おひたる、小山田<sup>コヤマ</sup>、與清翁<sup>ヨシキミ</sup>に従ひ、皇國の學にいたづかれき、嘉永のころ、江戸、本所に移り生まれ、國學詠歌をもて、世に名を知られたりしが、いくばくもあらずして、郷里に歸られぬ、明治維新の初、東京に召されて、大學、大助教に任せられ、宣教權、中博士に轉じ、從七位に叙せられしが、宣教使廢せられしより、香取少宮司に任じ、權少教正に補せらる、去かしてより後、佐原の近郷をめぐりて、専ら神道の教導に心を盡され、明治十年七月十一日、七十三の齡にて身うせられぬ、翁ハ

性質溫雅にして、いさゝかも俗氣なし、東京に在けるころ、人名づけて、天孫降臨時人といふと聞て、いたくうべないて、ある高貴の人に、降臨時人の四字の書を乞ひ、匾額として、居る室に掲げたり、其風流かくのごとし、學問該博にして、かつ記憶に富たり、歌ハ古今集の風をむねとして、貫之朝臣のあとを慕へれ、新古今の風ハ、つとめて避けられたりき、下總わたりに、歌よむ人や、多くなり、國學に志深き輩も起りしハ、全く神山伊能二大人の、教の力によれるなりけり、翁の世のすゑに、著述の稿本と藏書とを、香取の神庫に納らる、これ將た後進のたすけとなれり、こたび香取なる門人等、相かたらひて、畫だくみにおほせ、翁の像<sup>ミヅガタ</sup>をうつし取れるより、そが傍に小傳を志るしてよと乞へる、おのれ若かりしころ、遠く佐原に至りて、翁の教をうけし事あれば、いなみ難くて、その大



方を志るしつけぬ

明治廿二年四月十五日

文科大學教授文學博士從六位小中邨清矩

先師伊能先生の行狀ハ、古學小傳にいと詳かゝるまじ、誰も  
知る事あるを、今この畫像の記を寫して、卷末にとり添  
へつるハ、  
門人伊藤泰藏なり

大正二年十二月十五日印刷  
同年同月十八日發行

定價 金四拾錢

著者 故伊能穎則

著者相續人 伊能富次郎

下總國香取郡佐原町イ四十一番地

邨岡良弼

東京市小石川區高田老松町四十五番地

石川勝次郎

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

株式會社秀英舍工場

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

如蘭社事務所

東京市小石川區高田老松町四十五番地  
振替口座東京貳五七九參番



校訂兼發行人

印刷者

印刷所

發行所

249  
182



249  
182

Handwritten text on the right edge of the book, possibly bleed-through from the reverse side. The text is arranged in several lines and is mostly illegible due to fading and the angle of the page.



